

名取市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 5 月

(平成 30 年 5 月一部改訂)

(令和 4 年 9 月一部改訂)

名取市

目 次

はじめに	1
第1章 公共施設等総合管理計画策定に当たって	2
1. 1 計画の目的	2
1. 2 計画の位置付け	3
1. 3 東日本大震災による公共施設等の被害状況	4
1. 4 対象施設の範囲	5
1. 5 計画期間	5
第2章 公共施設等の現況及び将来見通し	6
2. 1 公共施設等をめぐる現状と課題	6
(1) 公共施設等の現状と課題	6
(2) インフラの現状	14
2. 2 市の人口や年代別人口についての今後の見通し	19
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移	19
(2) 地区別人口の推移	20
(3) 本市人口の将来展望（名取市人口ビジョン）	21
2. 3 財政の現状と公共施設の更新等に係る財政見通し	22
(1) 普通会計（歳入）の推移	22
(2) 普通会計（歳出）の推移	23
(3) 公共施設等の維持管理経費の推移	24
2. 4 公共施設等の更新等に係る経費見込み	25
(1) 公共施設等の将来更新費用の考え方	25
(2) 公共施設	26
(3) インフラ	29
(4) 公共施設等の将来更新費用推計（公共施設及びインフラ）	34
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	35
3. 1 公共施設等の現状や課題に対する基本的認識	35
3. 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	35
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	38
4. 1 公共施設の管理に関する基本方針	38
(1) 市民文化系施設	39
(2) 社会教育系施設	40
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	41
(4) 産業系施設	42

(5) 学校教育系施設	43
(6) 子育て支援施設	44
(7) 保健・福祉施設	45
(8) 医療施設	46
(9) 行政系施設	47
(10) 公営住宅	48
(11) 公園	49
(12) その他	50
(13) 上水道施設	51
(14) 下水道施設	52
4. 2 インフラの管理に関する基本方針	53
(1) 道路	53
(2) 橋梁	53
(3) 上水道	53
(4) 下水道	54
(5) 公園	54
(6) 農道・林道	54
第5章 公共施設等総合管理計画の推進に向けて	56
5. 1 推進体制の整備	56
5. 2 個別施設計画の策定に向けて	56
5. 3 計画の進行管理	56
<参考資料> 施設類型別の対象施設一覧（令和3年3月31日時点）	57

はじめに

国においては、高度経済成長以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が今後一斉に進むこと、インフラ長寿命化の新技术の維持管理への活用も期待されることを踏まえ、安全・安心の確保と維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算化を図ることなどの方向性として、「インフラ長寿命化計画（平成25年11月）」を策定し、総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成26年4月22日）」（以下、「総務省指針」という。）により、国の同計画を参考として公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を地方公共団体等に求めているところです。

なお、今回の計画見直しは、策定から5年が経過したことによる施設現状の変化、及び策定された個別施設計画を反映し、平成30年2月27日総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」をふまえて実施するものです。

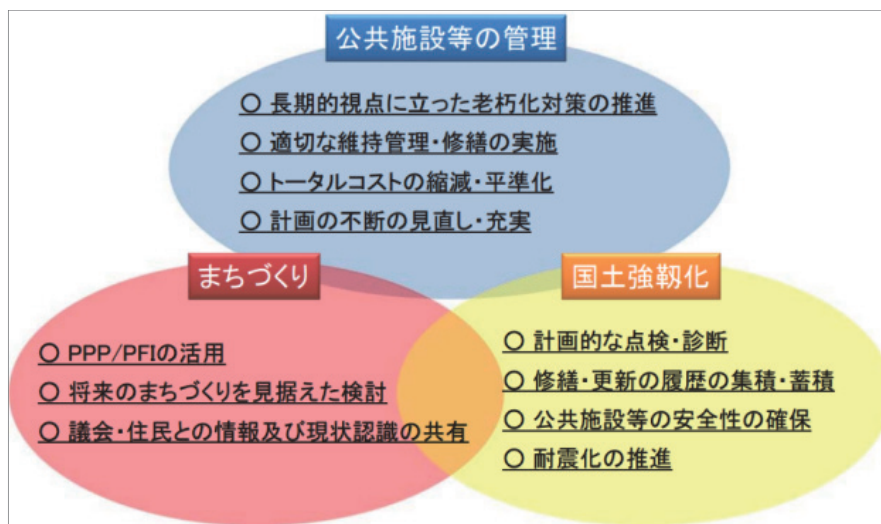


図1-1 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

出典：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」（平成26年4月22日）

第1章 公共施設等総合管理計画策定に当たって

1. 1 計画の目的

本市では、昭和30年に2町4ヶ村が合併して名取町となって以降50年余りの間、市町村合併を行っていないことから、文化会館、体育館や図書館などの公共施設については、類似施設の重複が見られない一方で、昭和40年代から平成初期にかけて段階的に行われた市街地開発に伴い、団地ごとに小学校を建設し、小学校区単位で公民館を建設してきたことから、類似団体と比較しても、小学校、公民館施設が比較的多い状況にあります。また、団地開発に伴い、上下水道、市道などのインフラや公園等の施設の整備を行ってきたことや昭和50年代から進めてきた下水道整備などについても、老朽化が年々進行することから更新等の時期を迎え、適正に維持管理していくためには今後多額の財源を要するものと考えられます。

市の人口については、今後30年程度は現在の規模を維持できるものと考えられることから、現有施設に対する需要に大きな変化は無いと考えられるものの、少子高齢化の進行については抑制が難しいことから、生産年齢人口の減少に伴う市税等収入の減少や社会保障関係経費の増加なども予想され、公共施設等(※1)の維持管理に要する経費については中長期的な視点に立って推計するとともに、その総額をいかに抑制するかについて、予め検討しておく必要があります。

これらの背景を踏まえ、本市では、名取市公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という。)を策定し、公共施設とインフラ(以下、「公共施設等」という。)については、予防保全型維持管理(※2)の観点から、総合的かつ計画的な管理を進める必要があります。

(※1) 公共施設等…本計画において公共施設、公用施設、その他市が所有する建築物その他の工作物をいう。いわゆるハコモノのほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念である。

(※2) 予防保全型維持管理…安全性や経済性を踏まえつつ、老朽化等による損傷が軽微な早い段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る建物の維持管理の考え方。

1. 2 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ、上位計画である「名取市第六次長期総合計画 2020-2030」と整合を図りつつ、公共施設等のストックを総合的に管理するための指針として位置づけます。

なお、既に個別計画として策定済みであるものについては、原則として当該個別計画との整合を図るものとします。

また、本計画における将来の見通しの設定に当たっては、人口の将来推計についての見通しは立てられるものの、財政の見通しは立てにくいとため、財政については現在の財政状況が将来にわたって継続するものと仮定して、計画を立案するものとします。

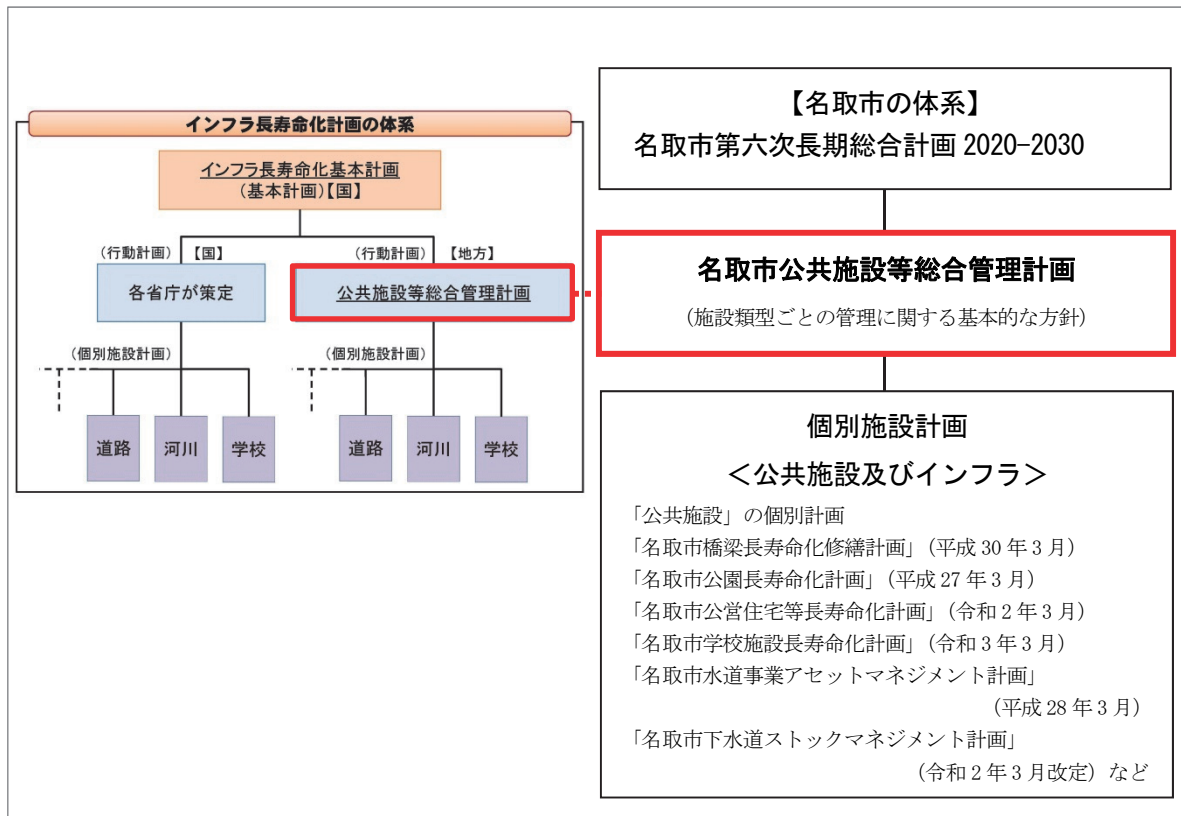


図1-2 計画の位置づけ

出典：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」より作成

1. 3 東日本大震災による公共施設等の被害状況

本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、市内各地で甚大な被害を受けました。インフラについては、道路が 393 箇所で沈下・陥没・亀裂・段差などが生じたほか、公園、上下水道においても多大な被害を受けました。

公共施設については、市庁舎や名取駅東西自由通路、幼稚園・小中学校等 35 施設で被害が生じました。とくに沿岸部においては、小中学校、公民館、市営住宅、保育所、斎場、消防施設、サイクルスポーツセンターなどが大きな被害を受けました。

表 1-1 インフラの被害状況

施設名	被害の内容
道路（橋梁）	道路 393 箇所（沈下、陥没、亀裂、段差） 橋梁 7 箇所（下部構造亀裂）
公園	47 箇所（遊具、フェンス等損壊）
上水道	530 件（本管、給水管漏水等）
下水道	10 箇所（ポンプ場稼働停止、一部損壊）

出典：「名取市震災復興計画」（平成 23 年 10 月）

表 1-2 公共施設の被害状況

施設名	被害の内容
市営住宅	市営住宅 14 棟（109 戸、入居者 243 人）住宅全壊
庁舎	水道管破裂、外壁・議会棟天井破損等
都市施設	名取駅東西自由通路、名取駅コミュニティプラザ
福祉施設	閑上保育所、老人福祉センター全壊、 ほか 3 施設（躯体以外全壊、外構陥没・亀裂）
教育施設	幼稚園・小中学校等 35 施設（天井・壁落下等）
生活経済施設	斎場等 5 施設（外壁破損、天井落下）
消防施設	閑上出張所、消防団詰所車庫 8 棟等
その他施設	集会所 10 棟、緩衝緑地、防災行政無線損壊等

出典：「名取市震災復興計画」（平成 23 年 10 月）

1. 4 対象施設の範囲

本計画の対象施設は、市庁舎や公民館、学校などのいわゆるハコモノにあたる公共施設（以下、「公共施設」という。）と、道路、上水道、公園などのインフラ（以下、「インフラ」という。）の全施設を対象とします。

なお、公共施設については、令和3年3月31日時点（以下、「基準日」という。）において市で所有する建築物を現状の公共施設とします。

また、インフラについても、令和2年度末時点（令和3年3月31日時点）を基準とします。

表 1-3 対象とする公共施設等（令和3年3月31日時点）

項目	公共施設等		
	公共施設（ハコモノ）	インフラ	
一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民文化系施設 ・ 社会教育系施設 ・ スポーツ・レクリエーション系施設 ・ 産業系施設 ・ 学校教育系施設 ・ 子育て支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・福祉施設 ・ 医療施設 ・ 行政系施設 ・ 公営住宅 ・ 公園 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 ・ 橋梁 ・ 公園
公営企業	上水道施設 （浄水場、ポンプ場など）	導水管、送水管、配水管	
	下水道施設 （ポンプ場など）	下水道管	

1. 5 計画期間

本計画の計画期間は、人口動態・財政状況・公共施設等の利用状況の変動を考慮し、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間とします。

なお、公共施設等の更新等に係る経費の見込みの試算は40年間として本計画を策定します。

計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）

第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

2. 1 公共施設等をめぐる現状と課題

(1) 公共施設等の現状と課題

1-1. 公共施設の延床面積の割合

本市所有の公共施設の全延床面積は、約 273,846 m²であり、その中でも、学校教育系施設の面積割合が大きく、全体の約 42.0%を占めており、次いで公営住宅が 23.2%を占めています。

表 2-1 公共施設の延床面積（令和3年3月31日時点）（ ）内は、割合

大分類	施設数	延床面積 (m ²)	中分類 []は小分類			
				施設数	延床面積 (m ²)	
市民文化系施設	36 (14.0%)	19,891 (7.3%)	集会施設	33 (12.8%)	5,666 (2.1%)	
			文化施設	[文化会館]	2 (0.8%)	13,887 (5.1%)
				[地域交流施設]	1 (0.4%)	338 (0.1%)
社会教育系施設	17 (6.6%)	14,642 (5.3%)	図書館	1 (0.4%)	2,995 (1.1%)	
			博物館等	[文化財施設]	5 (1.9%)	1,493 (0.5%)
				[公民館]	11 (4.3%)	10,154 (3.7%)
スポーツ・レクリエーション系施設	17 (6.6%)	13,880 (5.1%)	スポーツ施設	9 (3.5%)	9,472 (3.5%)	
			レクリエーション施設	5 (1.9%)	3,628 (1.3%)	
			観光施設	3 (1.2%)	780 (0.3%)	
産業系施設	23 (8.9%)	5,932 (2.2%)	産業系施設	[農業施設]	20 (7.8%)	5,852 (2.1%)
				[水産業施設]	3 (1.2%)	80 (0.0%)
学校教育系施設	16 (6.2%)	115,145 (42.0%)	学校	[小学校]	10 (3.9%)	63,830 (23.3%)
				[中学校]	4 (1.6%)	35,782 (13.1%)
				[義務教育学校]	1 (0.4%)	11,830 (4.3%)
			その他教育施設	1 (0.4%)	3,703 (1.4%)	
子育て支援施設	20 (7.8%)	7,532 (2.8%)	幼保・こども園	5 (1.9%)	2,779 (1.0%)	
			幼児・児童施設	15 (5.8%)	4,753 (1.7%)	
保健・福祉施設	7 (2.7%)	2,937 (1.1%)	高齢者福祉施設	3 (1.2%)	700 (0.3%)	
			障害福祉施設	3 (1.2%)	1,030 (0.4%)	
			保健施設	1 (0.4%)	1,207 (0.4%)	
医療施設	1 (0.4%)	935 (0.3%)	医療施設	1 (0.4%)	935 (0.3%)	
行政系施設	49 (19.1%)	13,902 (5.1%)	庁舎等	2 (0.8%)	9,265 (3.4%)	
			消防施設	47 (18.3%)	4,637 (1.7%)	
公営住宅	9 (3.5%)	63,650 (23.2%)	公営住宅	9 (3.5%)	63,650 (23.2%)	
公園	18 (7.0%)	493 (0.2%)	公園	18 (7.0%)	493 (0.2%)	
その他	15 (5.8%)	7,985 (2.9%)	その他	[斎場]	1 (0.4%)	2,136 (0.8%)
				[公衆便所]	3 (1.2%)	50 (0.0%)
				[駐輪場]	3 (1.2%)	2,000 (0.7%)
				[その他]	8 (3.1%)	3,799 (1.4%)
上水道施設	24 (9.3%)	4,568 (1.7%)	上水道施設	24 (9.3%)	4,568 (1.7%)	
下水道施設	5 (1.9%)	2,354 (0.9%)	下水道施設	5 (1.9%)	2,354 (0.9%)	
合計	257 (100.0%)	273,846 (100.0%)	合計	257 (100.0%)	273,846 (100.0%)	

※ 公営住宅について、施設数は団地別の施設数、延床面積は公営住宅と敷地内に併設する集会所の延床面積の合計。

※ 割合の合計値は、少数点以下第二位を四捨五入。

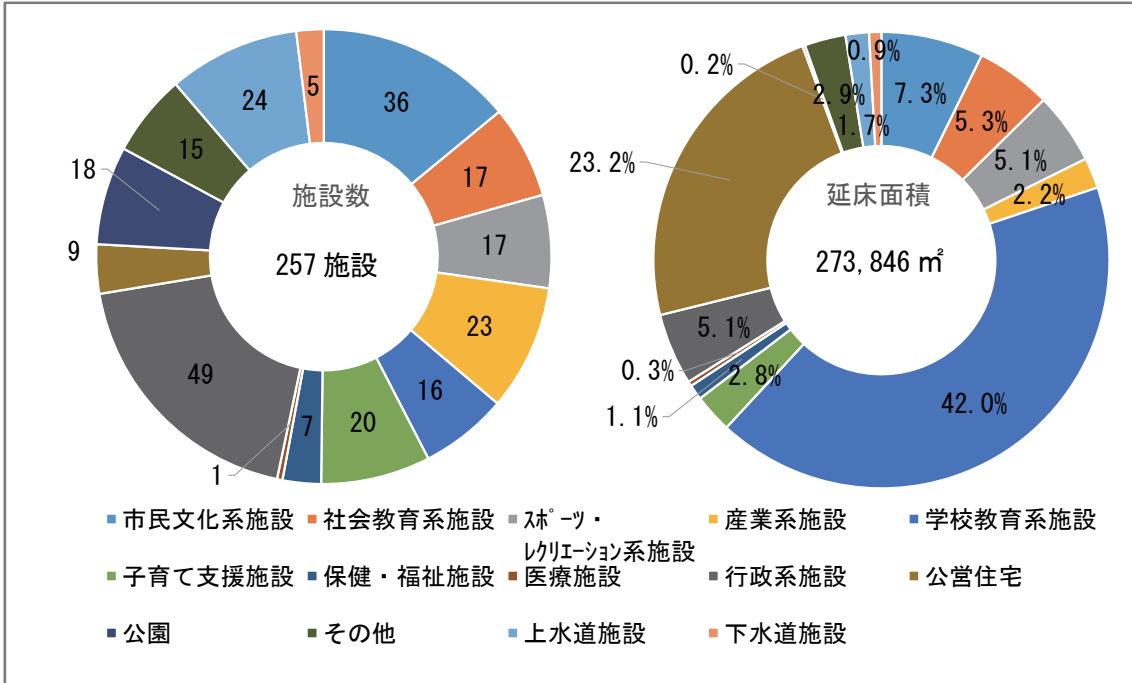


図 2-1 公共施設の施設数と延床面積の内訳

1-2. 公共施設の年度別整備推移

本市の公共施設の建設時期については、昭和40年代以降、継続的に進められてきた宅地造成等による人口増加に伴い小中学校や公民館の新設、既存の小中学校や公民館の改築、市民体育館や文化会館の建設など、住民ニーズに応じた住環境を整備してきました。

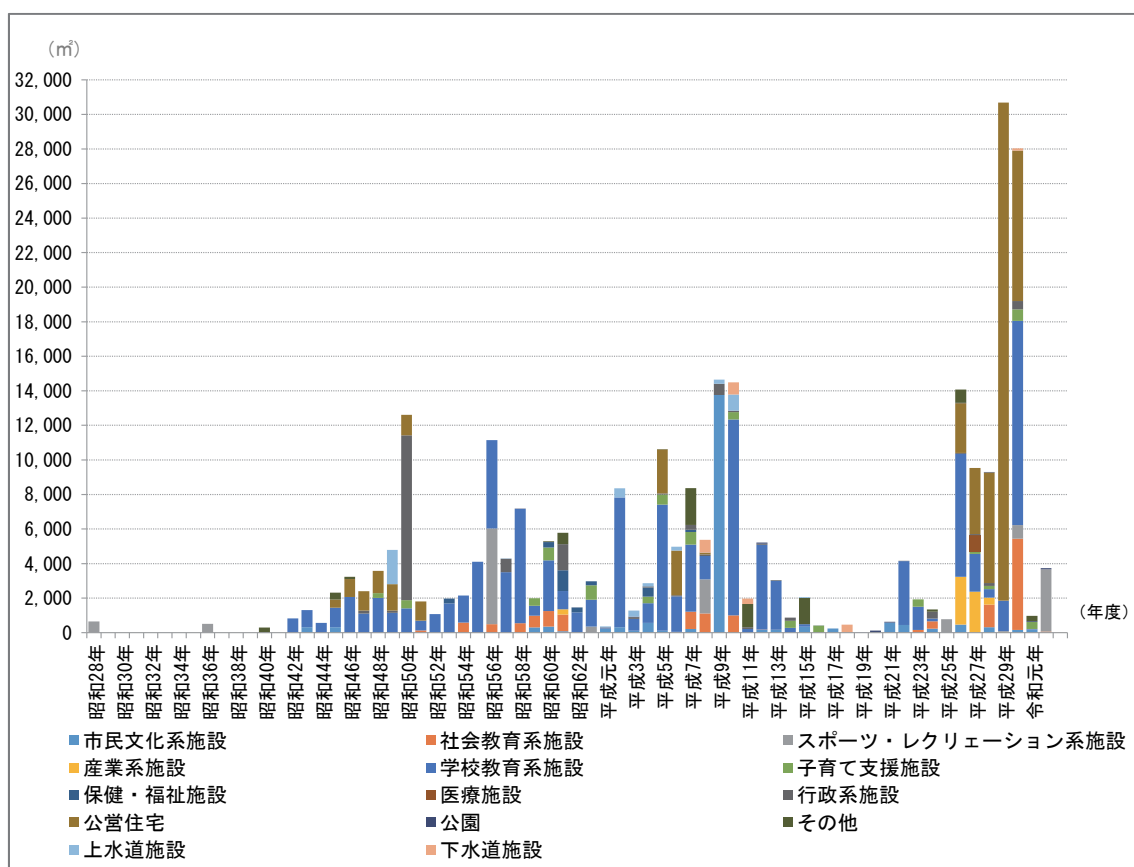


図 2-2 公共施設の年度別整備面積の推移（大分類別）

1-3. 公共施設の耐震化

昭和 56 年（1981 年）5 月以前に竣工し、旧耐震基準で建設された建物の延床面積は約 59,634 m²で全体の 21.7%、その後の新耐震基準に基づき建設された公共施設は約 215,652 m²で全体の 78.3%となっています。

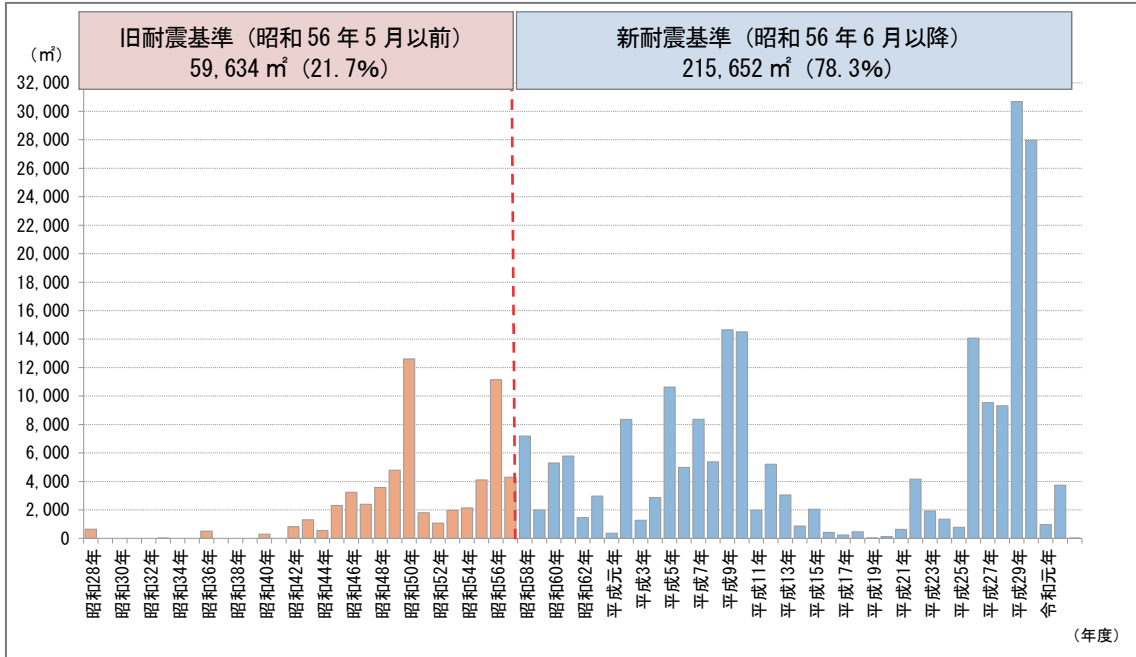


図 2-3 公共施設の年度別整備面積の推移（耐震基準別）

また、付属施設を除くこれら公共施設（681 棟）のうち、全体の約 96.3%（656 棟）が新耐震基準による耐震性能を満たしており、残りの約 3.7%（25 棟）の多くが耐震診断を実施していない公共施設となっています。

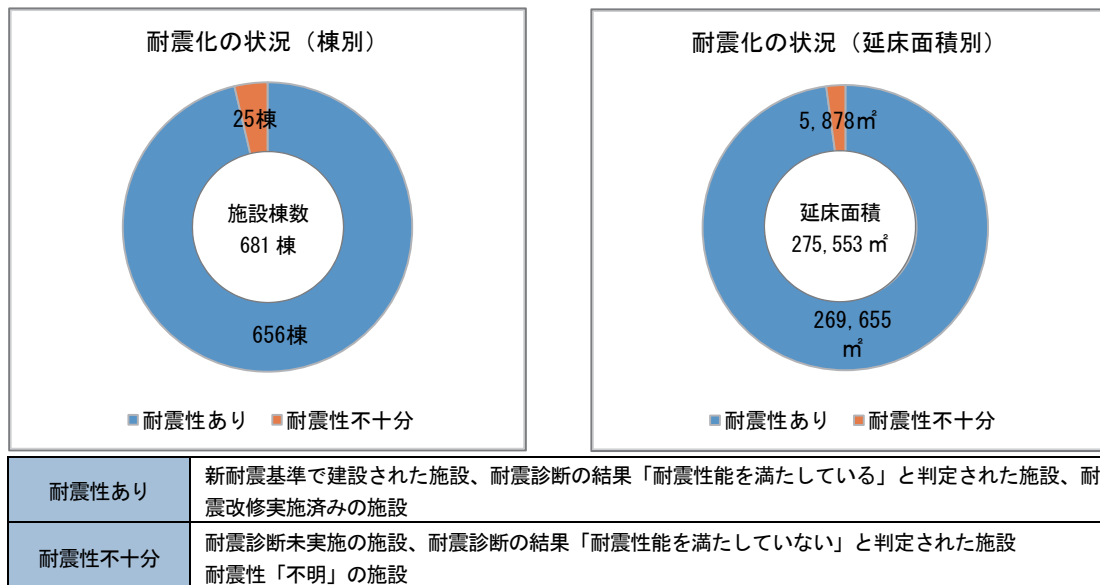


図 2-4 耐震化の状況

1-4. 公共施設の老朽化

耐用年数に対する経過年数の割合である老朽化度をみると、耐用年数を超過した施設は 143 棟で全体の 21.0%となっており、昭和 40 年代に建設された公営住宅や一部の木造施設となっています。

今後も公共施設の老朽化は進行することから、予防保全の取組みとして、日常点検や定期点検を実施しながら適切な維持管理に努めるとともに、市民の安心・安全確保の観点から適切な時期に改修工事を実施することが必要です。

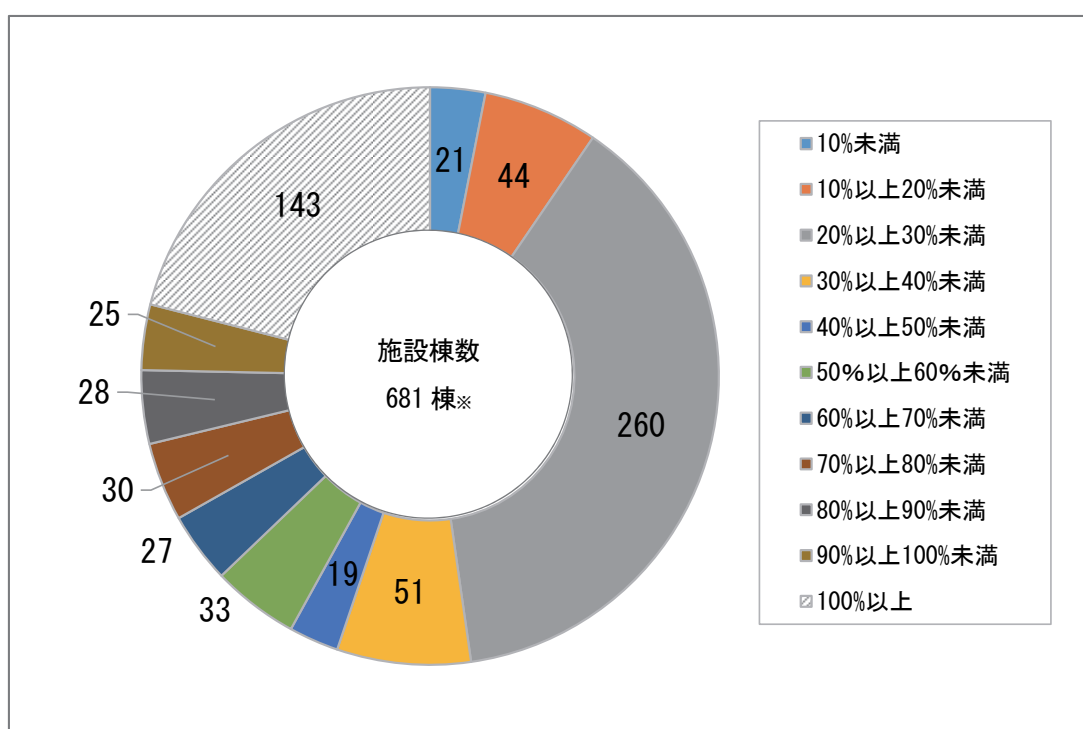


図 2-5 公共施設の老朽化率の施設棟数の割合

※ 老朽化率 = (経過年数 ÷ 目標耐用年数) × 100

※ 耐用年数は、財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている構造別、用途別の耐用年数。

※ 対象施設は、付属屋がある場合は、用途及び構造種別ごとに別棟とし、それぞれの耐用年数で算出。

1-5. 市民 1 人当たりの延床面積等

① 市民 1 人当たりの公共施設の延床面積

他団体と比較可能な令和元年度における市民 1 人当たりの公共施設の延床面積は、3.55 m²となっており、全国平均の 4.05 m²、宮城県内の自治体平均の 4.96 m²と比較して少ない状況にあり、施設の重複が少ないことなどの理由から、当面は現有施設の維持を前提とします。

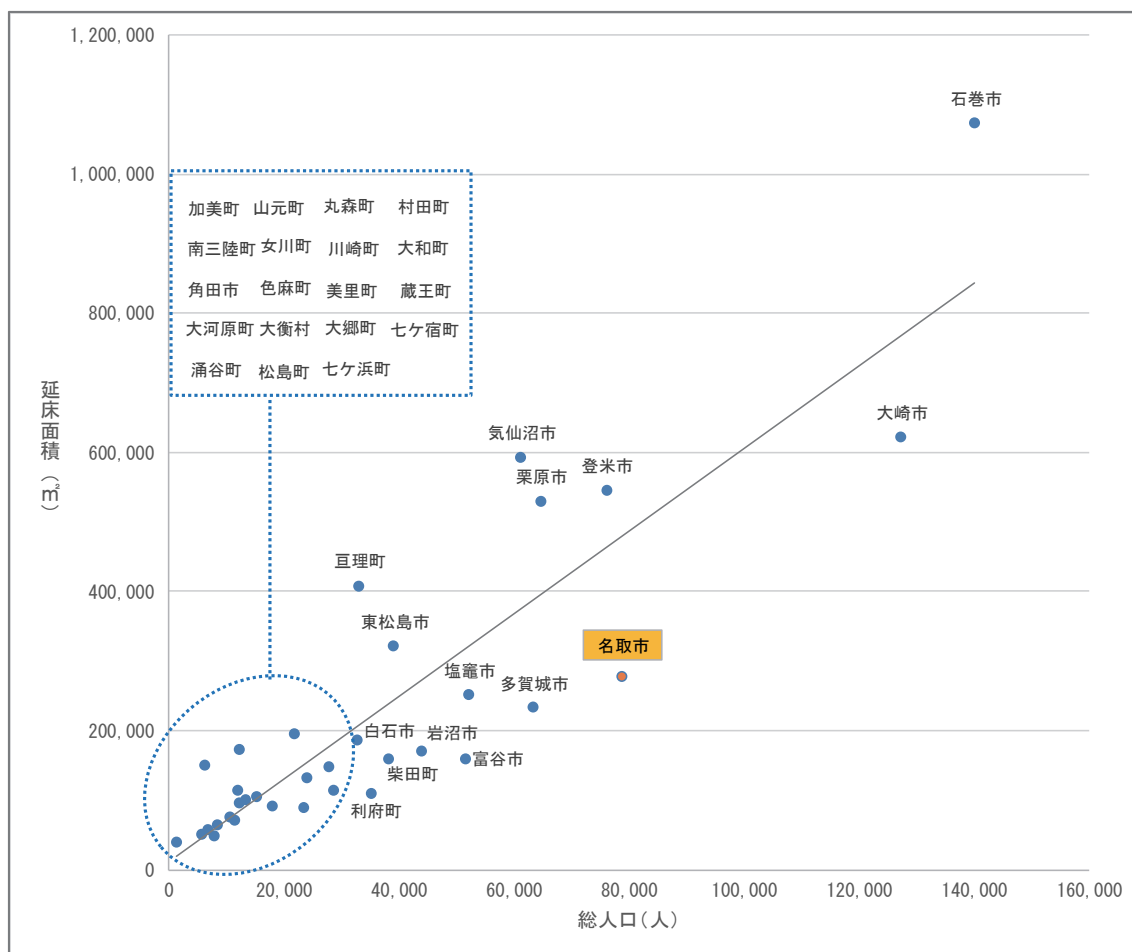


図 2-6 総人口に対する総延べ床面積の比較（宮城県内市町村）

※建物延床面積は、総務省「公共施設状況調-経年比較表(2019年)」より作成。

※図 2-6 中の直線は、回帰直線（直線の中で散布数値との誤差の二乗が最小となるもの（最小二乗法））である。

出典：総務省「令和元年度地方財政統計年報第 6 表 性質別歳出内訳 6-3 維持補修費及び受託事業費の目的別内訳」

② 公共施設とインフラを合わせた市民1人当たりの維持補修費

令和元年度の本市の市民1人当たりの維持補修費は、5.79千円となっており、全国平均の5.25千円より多く、宮城県内の自治体平均の9.84千円と比較して少ない状況にあります。

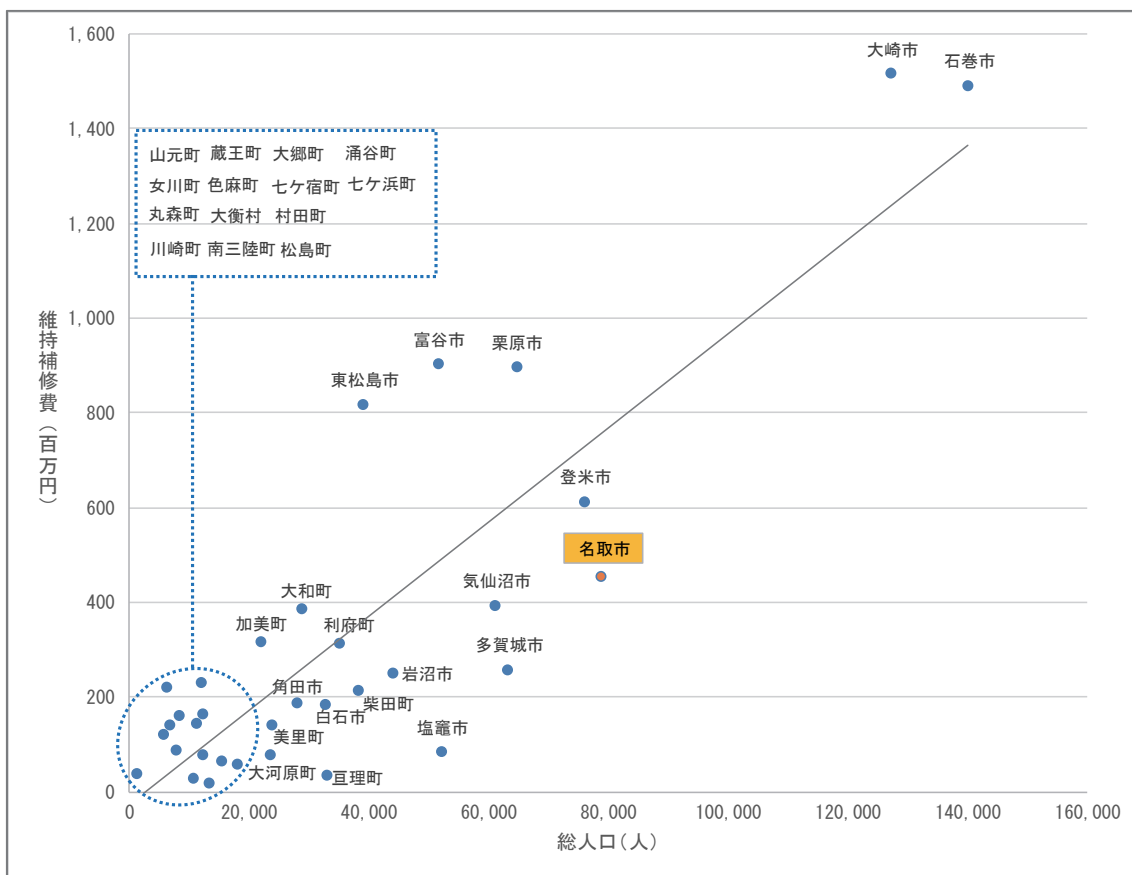


図 2-7 総人口に対する総維持補修費の比較 (宮城県内市町村)

※図 2-7 中の直線は、回帰直線 (直線の中で散布数値との誤差の二乗が最小となるもの (最小二乗法)) である。

出典：総務省「令和元年度地方財政統計年報第 6 表 性質別歳出入内訳 6-3 維持補修費及び受託事業費の目的別内訳」

③ 公共施設とインフラを合わせた市民1人当たりの維持補修費及び普通建設事業費

令和元年度の本市の市民1人当たりの普通建設事業費及び維持補修費は、107.19千円となっており、全国平均の58.32千円より多く、宮城県内の自治体平均の111.46千円と比較して少ない状況にあります。

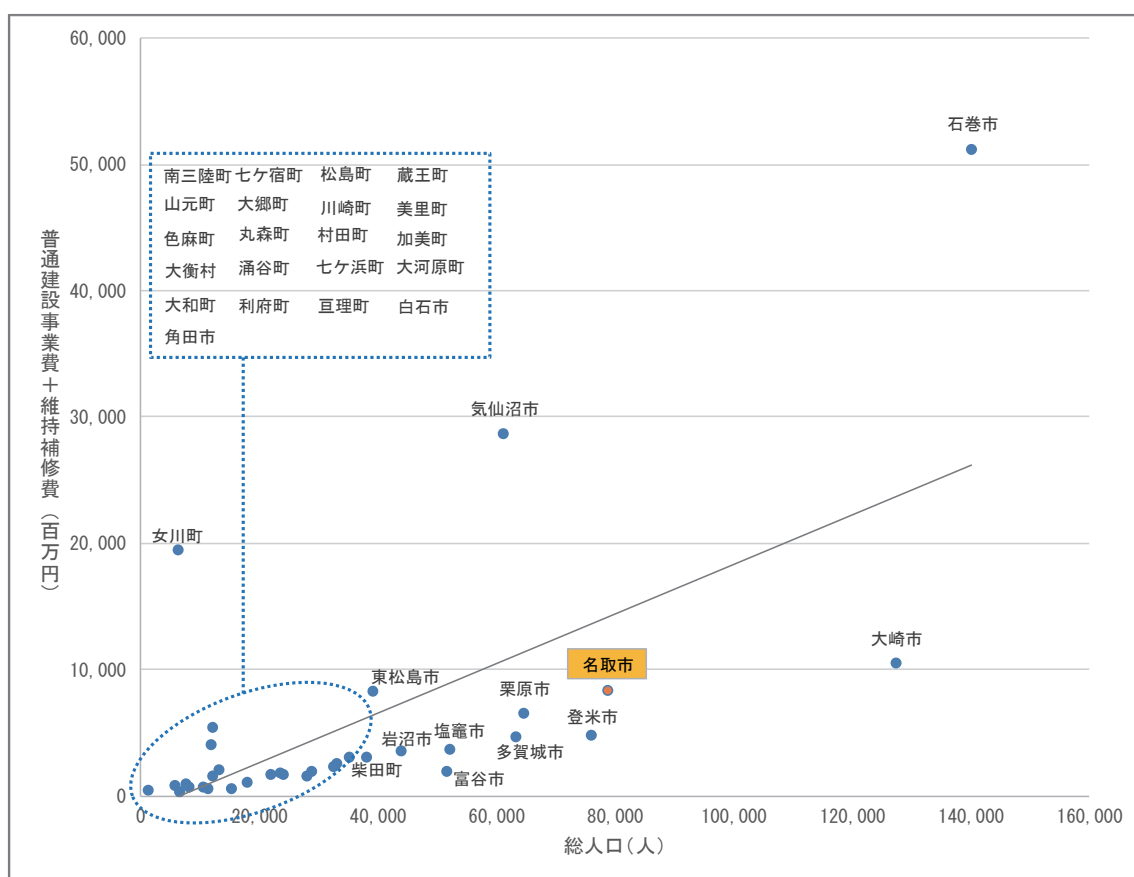


図 2-8 総人口に対する総維持補修費及び総普通建設事業費の比較 (宮城県内市町村)

※図 2-8 中の直線は、回帰直線 (直線の中で散布数値との誤差の二乗が最小となるもの (最小二乗法)) である。

出典：総務省「令和元年度地方財政統計年報第 6 表 性質別歳出内訳 6-3 維持補修費及び受託事業費の目的別内訳」

(2) インフラの現状

1-1. 道路

本市の道路は、令和2年度末時点で、延長は約738,766m、面積は約4,648,733㎡となっています。

表 2-2 道路の延長・面積

対象施設		延長	面積
道路	市道	1級市道	約 639,071 ㎡
		2級市道	約 286,093 ㎡
		その他の市道	約 2,725,131 ㎡
	(小計)	約 465,254m	約 3,650,296 ㎡
	農道	約 261,624m	約 956,383 ㎡
	林道	約 11,888m	約 42,054 ㎡
合計	約 738,766m	約 4,648,733 ㎡	

出典：「道路・橋梁現況調査台帳（総括）・道路台帳」等

1-2. 橋梁

本市の橋梁は、令和2年度末時点で246箇所あり、延長は約2,925m、総面積は28,036㎡となっています。

表 2-3 橋梁の箇所数・延長・面積

対象施設		箇所数	延長	面積
橋梁	市道	240 箇所	約 2,791m	約 27,192 ㎡
	農道	6 箇所	約 134m	約 844 ㎡
	合計	246 箇所	約 2,925m	約 28,036 ㎡

出典：「道路・橋梁現況調査台帳・橋梁内訳表」（令和2年度）

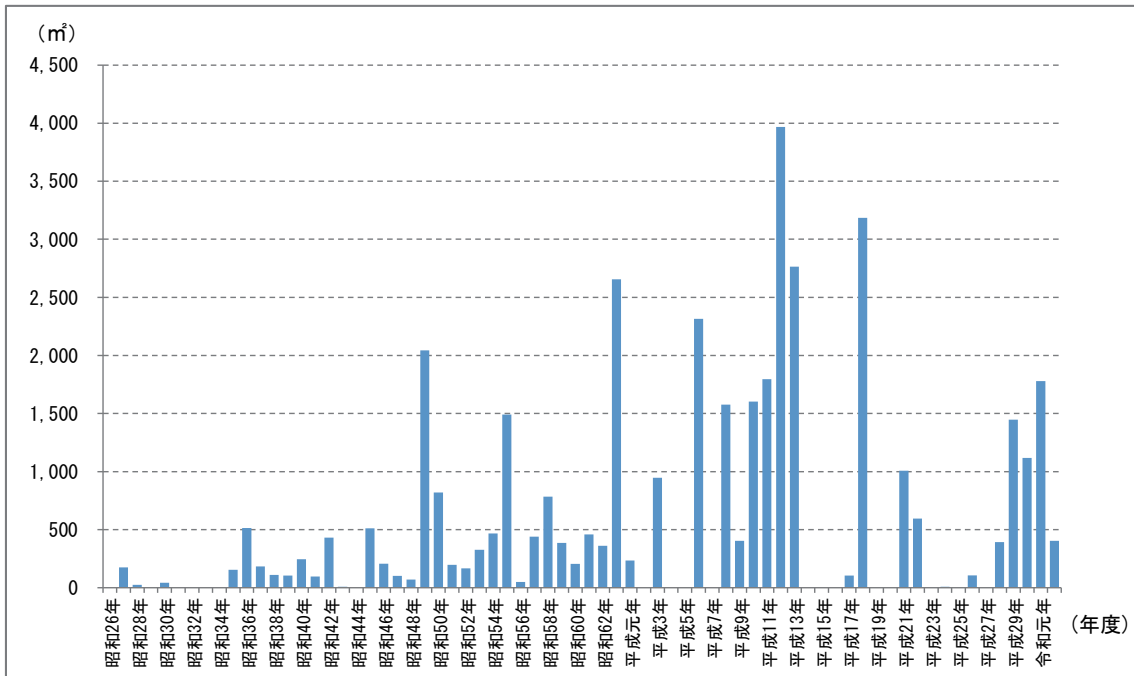


図 2-9 年度別橋梁整備面積の推移

出典：「橋梁調書一覧」（令和2年度）

表 2-4 主な施設名称（橋梁）

年度（架設年度）	箇所数	主な施設名称（ ）内は材種と延長
昭和49年度(1974年度)	4	大手橋（延長：約79m、面積：約948㎡）
昭和63年度(1988年度)	6	新豊橋（延長：約90m、面積：約981㎡）
平成9年度(1997年度)	2	愛島大橋（延長：約85.0m、面積：875㎡）
平成12年度(2000年度)	3	広浦貞山橋（延長：約59m、面積：約944㎡）
平成13年度(2001年度)	2	愛峰橋（延長：約70m、面積：約1,118㎡）
平成18年度(2006年度)	2	寺野大橋（延長：約105m、面積：約1,469㎡）

出典：「名取市橋梁長寿命化修繕計画」（平成27年3月）

1-3. 上水道

本市の上水道の管路は、令和2年度末時点で総延長が約474,292mとなっています。

表 2-5 上水道の延長

対象施設	分類	数量
上水道	管路延長	約474,292m

出典：「水道事業の概況」（令和2年度）

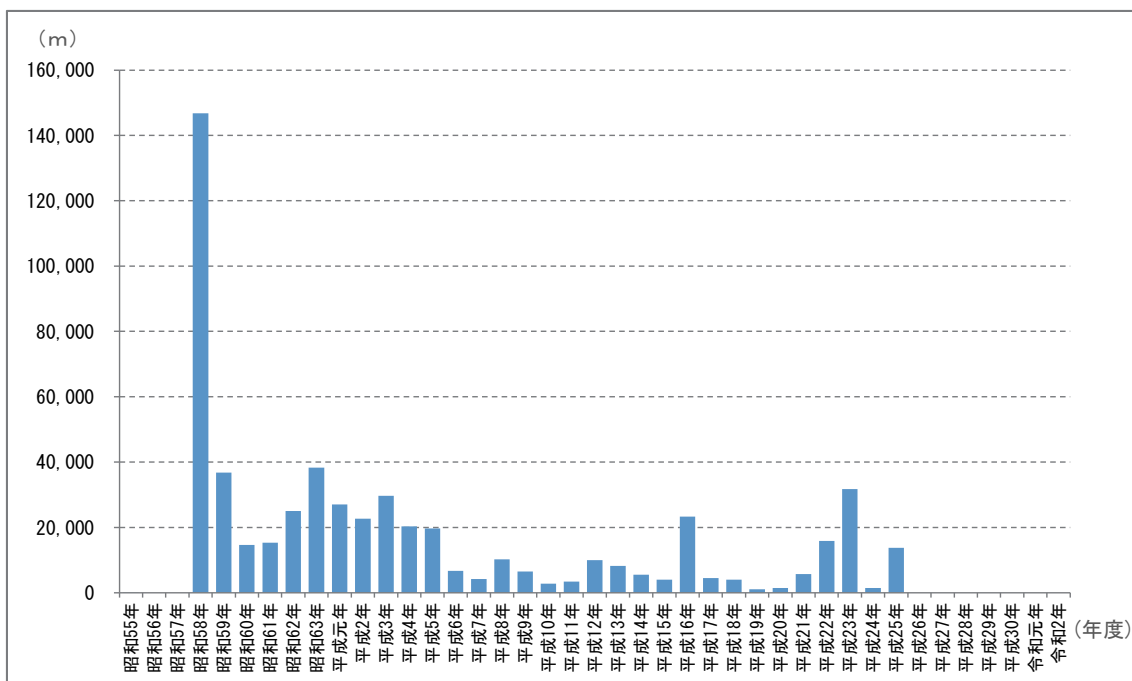


図 2-10 年度別上水道敷設延長の推移

出典：「名取市水道事業アセットマネジメント策定業務 報告書」（平成27年度）

1-4. 下水道

本市の下水道は、令和2年度末時点で管路延長 368,527m となっています。

表 2-6 下水道の延長

対象施設	分類	数量
下水道	管路延長	約 368,527m

出典：「なとりの下水道」（令和2年度）

名取市の下水道の整備状況については、これまで計画的な整備を行い、特に昭和60年度（1985年）頃には相互台、ゆりが丘、那智が丘などの宅地開発に伴い、集中してインフラ整備が行われました。

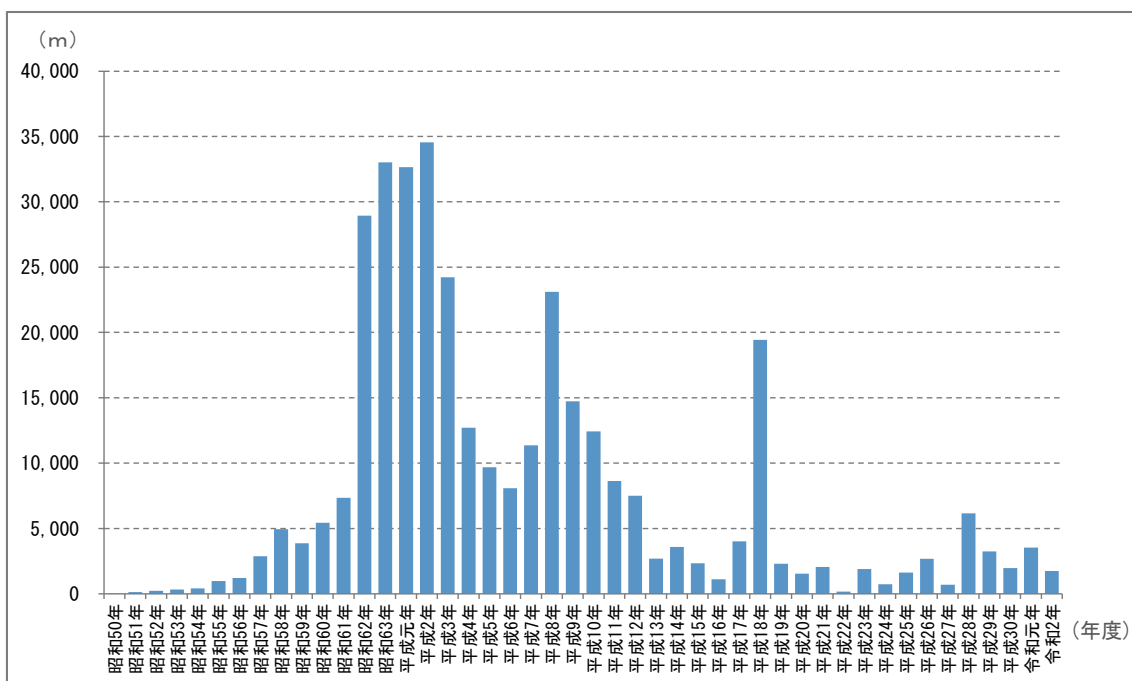


図 2-11 下水道の年代別布設延長

出典：「なとりの下水道」（令和2年度）等

1-5. 公園

本市が管理する公園数は、令和 2 年度末時点で 184 箇所です。内訳は、総合公園 1 箇所、近隣公園 6 箇所、街区公園 145 箇所、特殊公園 4 箇所、遊歩道 3 箇所、その他 25 箇所となっています。

表 2-7 公園の箇所数・総面積

分類	箇所	数量
総合公園	1	177,023 m ²
近隣公園	6	184,419 m ²
街区公園	145	199,571 m ²
特殊公園	4	183,460 m ²
遊歩道	3	10,206 m ²
その他	25	61,716 m ²
合計	184	816,395 m ²

※街区公園は、令和 3 年 3 月 31 日までに供用開始された公園数の合計。

※その他には、児童遊園を含む。

出典：「名取市都市公園調書」（平成 27 年度末）

年度別にみた公園整備面積の推移は、昭和 57 年度（1982 年度）に十三塚公園を整備し、宅地開発に伴い平成 3 年度（1991 年度）以降に多くの公園を整備してきました。

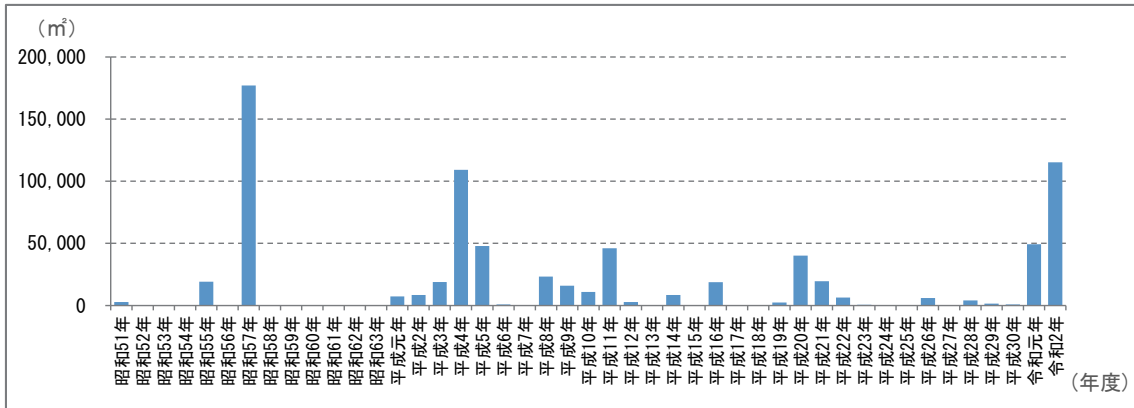


図 2-12 年度別公園整備面積の推移

出典：「名取市都市公園調書」（平成 27 年度末）

表 2-8 年度別主な施設名称及び整備面積（公園）

年度（供用開始）	箇所数	主な施設名称	整備面積
昭和 57 年度（1982 年度）	1	十三塚公園	約 177,023 m ²
平成 4 年度（1992 年度）	2	海の見える丘公園、いきいき公園	約 77,198 m ²
平成 5 年度（1993 年度）	9	那智が丘中央公園、ハミングの森	約 37,810 m ²
平成 11 年度（1999 年度）	2	中央公園（愛島）、大沢通り緑道	約 49,222 m ²
平成 20 年度（2008 年度）	9	美田園中央公園、美田園ふれあい公園	約 41,584 m ²
平成 21 年度（2009 年度）	7	杜せきのした中央公園	約 19,409 m ²
平成 31 年度（2019 年度）	3	メモリアル公園	約 115,194 m ²
令和 2 年度（2020 年度）	8	閑上中央公園	約 39,177 m ²

出典：名取市「都市公園供用開始・廃止調書」より作成

2. 2 市の人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

令和2年国勢調査の結果による本市の人口は78,718人であり、宮城県において平成12年をピークに人口が減少に転じたとされる中、昭和35年以降、一貫して増加を続けています。

特に、大規模な宅地開発が行われた昭和40年、平成2年、平成12年、平成17年頃において著しい人口増加の傾向を示しており、本市の人口動態の特徴となっています。

一方で、令和2年度の年齢3区分別人口では、生産年齢人口（15～64歳）が47,869人、老年人口（65歳以上）が17,878人、年少人口（0歳～14歳）は11,872人となっており、総人口が増加する中においても、高齢化が確実に進行しています。

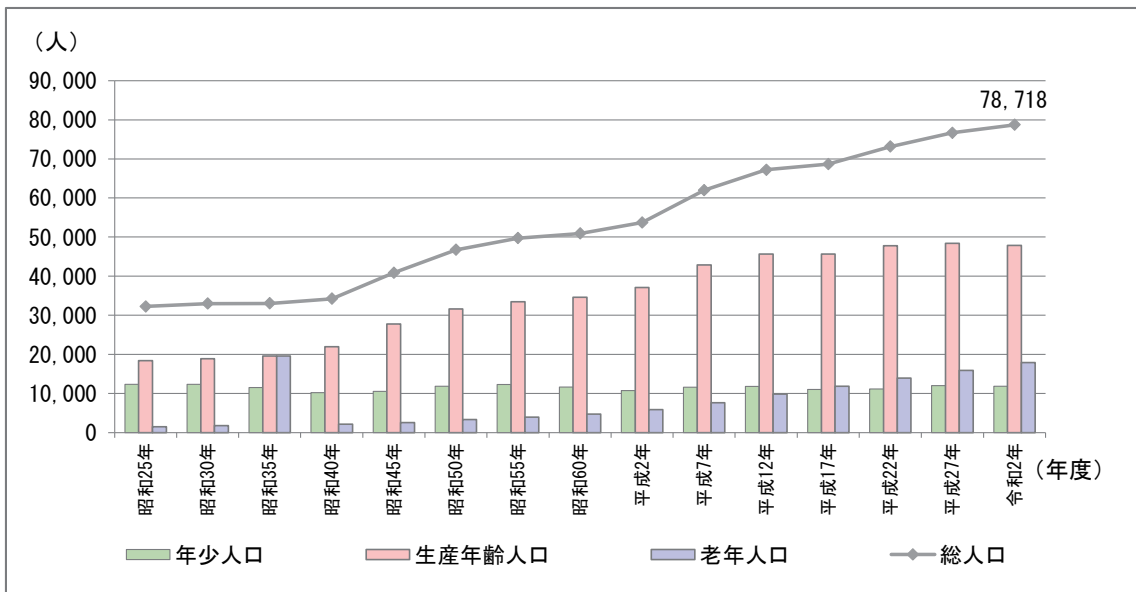


図 2-13 総人口及び年齢3区分人口の推移

出典：「名取市地方創生総合戦略」（平成28年2月）より作成（※平成27年度・令和2年度は国勢調査結果）

(2) 地区別人口の推移

人口の推移を地区別に見ると、土地区画整理事業や開発行為等により、昭和40年代の増田西や名取が丘地区、平成2年以降の高館地区（ゆりが丘、相互台、那智が丘）、平成12年以降の増田地区（杜せきのした）や下増田地区（美田園）、愛島地区（愛島台、愛の杜、愛島郷）など、各地区の人口増加が顕著となっています。

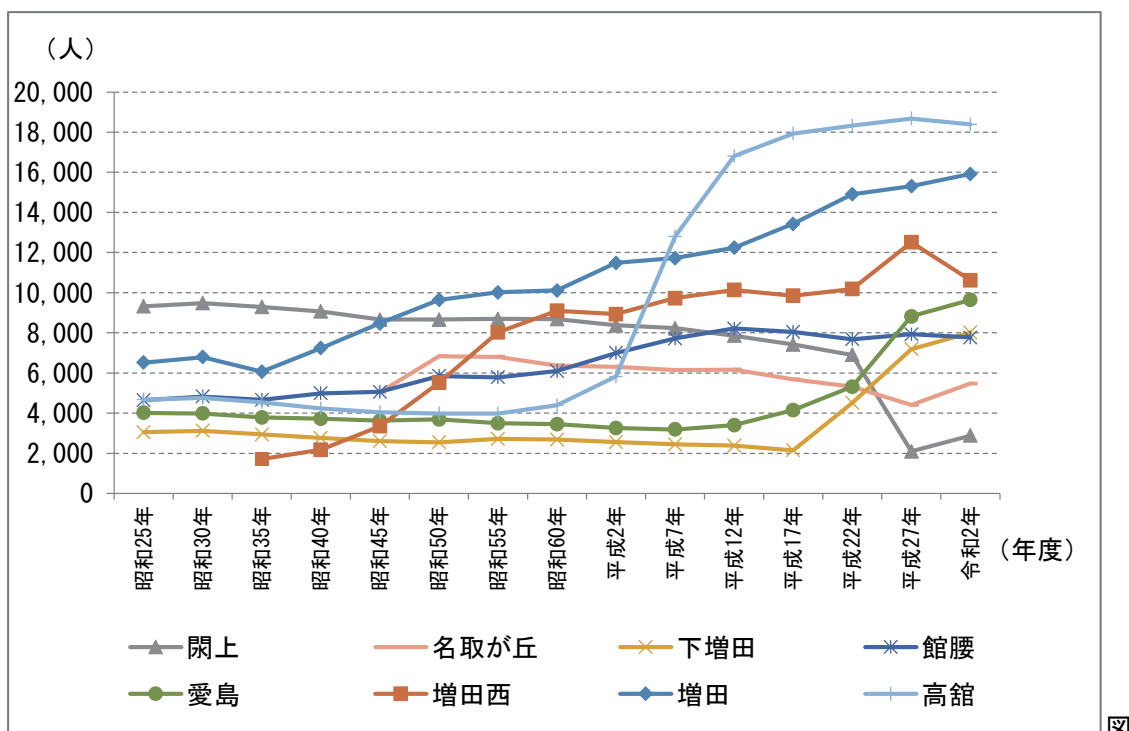


図 2-14 地区別人口の推移

出典：「名取市地方創生総合戦略」（平成28年2月）より作成（※平成27年度・令和2年度は、国勢調査結果に修正）

(3) 本市人口の将来展望（名取市人口ビジョン）

本市の人口ビジョン（名取市第六次長期総合計画 地方創生総合戦略版のうちの名取市人口ビジョン）での人口推計においては、名取市の人口は令和15年（2033年）をピークに減少に転じ、その後、ゆるやかに減少していきます。

また、年齢3区分人口では、老年人口（65歳以上）の総人口に占める割合（高齢化率）が将来的に高まっていくことが予想されています。

このため、本市では人口の将来展望（名取市人口ビジョン）として、今後とも安定した人口を確保し、活力ある地域社会を維持し、今後も住み続けたいと思われるような地域の魅力をこれまで以上に高めていくことにより、令和12年（2030年）に総人口85,000人を目指す目標を定めています。

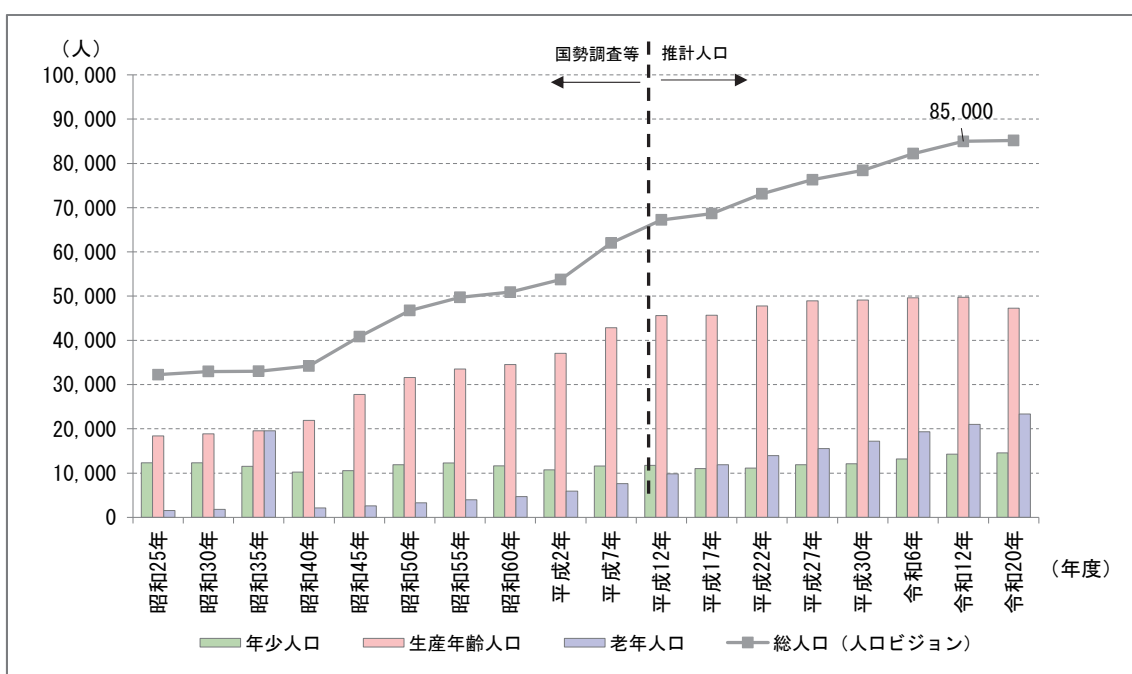


図2-15 総人口及び年齢3区分人口の推移（本市による推計）

出典：「名取市第六次長期総合計画地方創生総合戦略版」（令和2年4月）より作成

2. 3 財政の現状と公共施設の更新等に係る財政見通し

(1) 普通会計（歳入）の推移

震災前（平成 22 年度以前）の普通会計の歳入は、約 230 億円前後で推移していましたが、震災後（平成 23 年度から平成 30 年度）は、震災の復旧・復興の事業実施により、約 670 億円前後で推移しており、震災前のおよそ 3 倍近い高い水準となっています。

また、国庫支出金や地方交付税が急増していますが、これらは震災復興に伴うものであり、とくに自主財源についてみると、震災の要因を除いた場合の歳入については、震災前の歳入と同じ水準で震災後も推移しています。

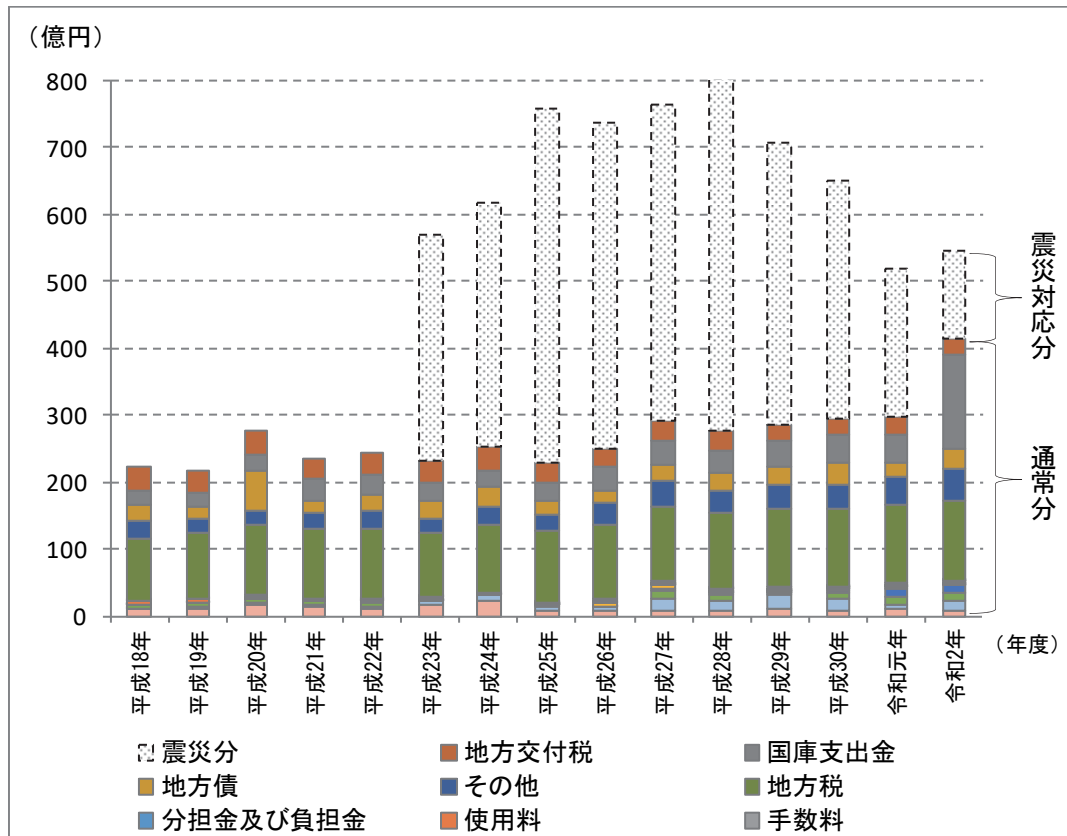


図 2-16 普通会計（歳入）の推移

出典：総務省「市町村別決算状況調」（平成 18 年度～令和 2 年度）

(2) 普通会計（歳出）の推移

震災前の平成22年度以前の普通会計の歳出は、220億円前後で推移していましたが、震災後の平成23年度から平成29年度は、600億円前後と震災前の3倍近い高い水準となっています。

公共施設等の更新費用の財源となる投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）については、震災後の平成23年以降には、復旧・復興の事業実施により急激に増加しました。

また、扶助費については、震災の影響により平成23年度に大幅に増加しましたが、その後も高い水準で推移しています。

公共施設等に関わる維持補修費については、震災前から増加傾向にあり、投資的経費を合わせた公共施設の維持・更新費用の抑制が課題となっています。

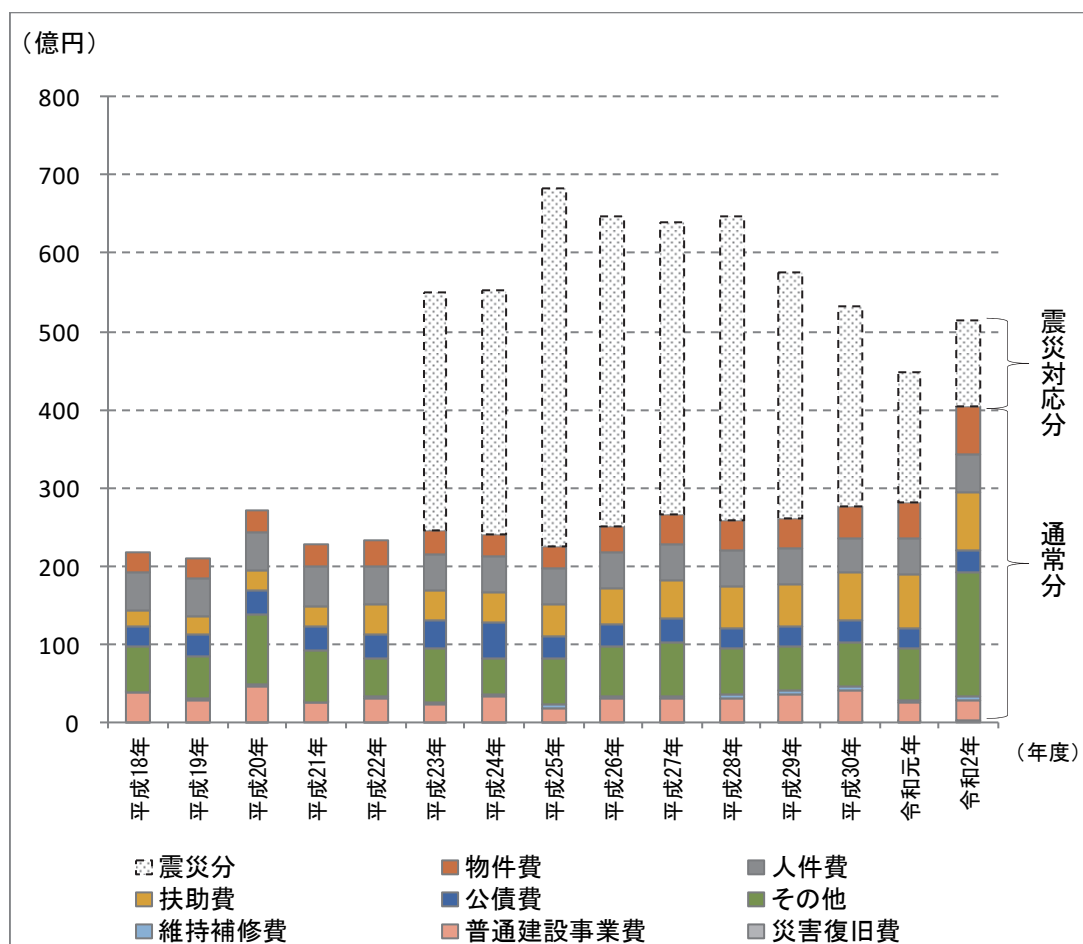


図 2-17 普通会計（歳出）の推移

出典：総務省「市町村別決算状況調」（平成18年度～令和2年度）

(3) 公共施設等の維持管理経費の推移

公共施設等の維持管理経費（維持補修費及び普通建設事業費）については、震災前（平成22年度以前）は約35億円で推移しており、震災後（平成23年度）以降も、約30億円とほぼ同じ水準で推移しています。

また、平成18年度から令和2年度までの公共施設等の維持管理経費の平均額は、34.1億円となっています。

表 2-9 公共施設等維持管理経費の推移

単位：千円

内訳	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
維持補修費+															
普通建設事業費	3,865,185	3,006,214	4,886,083	2,702,600	3,259,529	2,609,387	3,602,720	2,219,837	3,293,155	3,468,796	3,602,563	4,052,920	4,565,729	2,822,837	3,123,984

出典：総務省「市町村別決算状況調」（平成18年度～令和2年度）

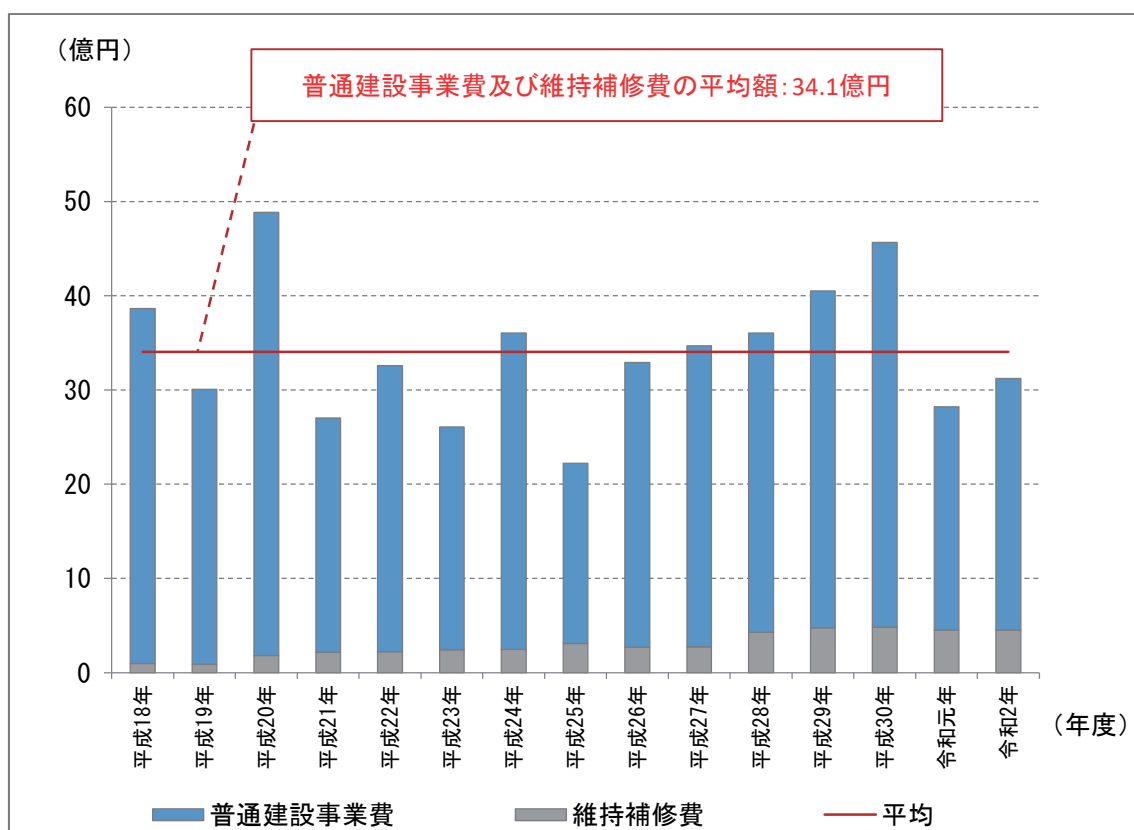


図 2-18 公共施設等の維持管理経費の推移

※平成23年度以降の維持補修費及び普通建設事業費は、震災による増額分を除く

出典：総務省「市町村別決算状況調」（平成18年度～令和2年度）

2. 4 公共施設等の更新等に係る経費見込み

(1) 公共施設等の将来更新費用の考え方

1-1. 将来更新費用の試算方法

公共施設等の更新等に係る経費見込みの試算に当たっては、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）」を活用します。

1-2. 試算の対象期間

試算の対象期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 43 年度（2061 年度）までの 40 年間とします。

1-3. 試算の対象公共施設

試算の前提条件となる対象の公共施設の情報の時点については、基準日である令和 3 年 3 月 31 日において市で所有する建築物を基本とします。

文化財や将来的に無償譲渡、廃止を予定している建築物、震災復興事業として一時的に整備した仮設の施設、農業関連施設については、試算の対象公共施設からは除外します。

1-4. 試算の対象インフラ

試算の対象インフラは、令和 3 年 3 月 31 日時点における道路や橋梁、上水道、下水道、公園とします。

(2) 公共施設

1-1. 将来更新費用の推計

公共施設の将来の更新費用の試算については、表 2-11 のとおり 212 施設とします。試算の考え方は、新築後 30 年を経過した時点で大規模改修工事を実施し、新築後 60 年を経過した時点で更新するという考え方となっています。(表 2-10)

しかし、建物の寿命は構造や立地条件、使用状況の違いなどにより左右されますが、計画的な保全を実施することにより、物理的な耐用年数を延伸させることができると言われています。

そこで、参考として、標準的な更新費用の試算に加え、長寿命化のための大規模改修工事を新築後 40 年で実施することにより、耐用年数を 80 年に延伸した場合についても試算を行います。

また、大分類別の更新単価は、以下のとおり設定し、延床面積に更新単価を乗じて算定します。

表 2-10 大分類別の更新単価（標準（初期設定）、長寿命化した場合）

大分類	標準（初期設定）		長寿命化した場合（参考）	
	大規模改修工事	建替え工事	大規模改修工事	建替え工事
工事実施年	30 年	60 年	40 年	80 年
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設、行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	30 万円/㎡	48 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、その他、上水道施設、下水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	24 万円/㎡	43 万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	20 万円/㎡	39 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡	20 万円/㎡	33 万円/㎡

表 2-11 更新費用の試算対象の公共施設：212 施設

大分類	中分類 []は小分類	施設数		
市民文化系施設	集会施設	19	22	
	文化施設	3		
社会教育系施設	図書館	1	16	
	博物館等	[文化財施設]		4
		[公民館]		11
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	7	15	
	レクリエーション施設	5		
	観光施設	3		
産業系施設	産業系施設	1	1	
学校教育系施設	学校	[小学校]	10	16
		[中学校]	4	
		[義務教育学校]	1	
	その他教育施設	1		
子育て支援施設	幼保・こども園	5	20	
	幼児・児童施設	15		
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	3	7	
	障害福祉施設	3		
	保健施設	1		
医療施設	医療施設	1	1	
行政系施設	庁舎等	1	48	
	消防施設	47		
公営住宅	公営住宅	9	9	
公園	公園（便所）	18	18	
その他	その他	[斎場]	1	11
		[公衆便所]	3	
		[駐輪場]	3	
		[その他]	4	
上水道施設	上水道施設	24	24	
下水道施設	下水道施設	4	4	
合計	合計	212	212	

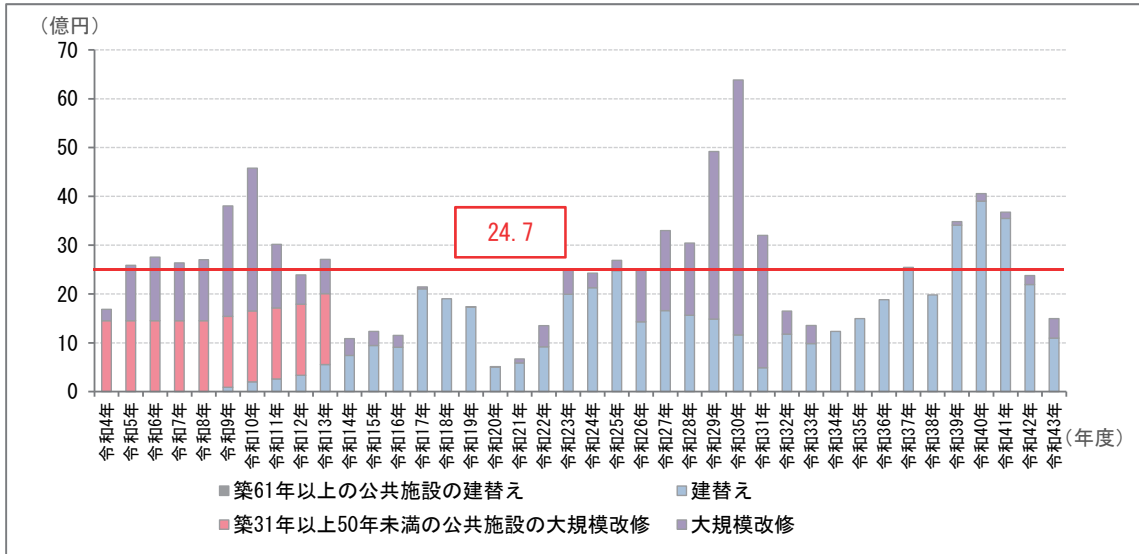
※ 令和3年3月31日時点。ただし、更新を予定していない施設は試算の対象外、計画を予定している施設は含む。

※ 公営住宅について、施設数は団地別の施設数。

※ 上水道施設・下水道施設はインフラ施設として試算。

1-2. 標準（初期設定）で試算した場合の将来更新費用の推計

更新費用の試算対象の公共施設は、令和3年3月31日時点で約256,150㎡（上水道施設、下水道施設の延床面積6,143㎡はインフラ施設として試算）であり、建設後30年で大規模改修工事を実施し、60年で更新（建替え工事）するとした場合、今後40年間の更新費用額は、約988.9億円（1年当たり24.7億円）と想定されます。

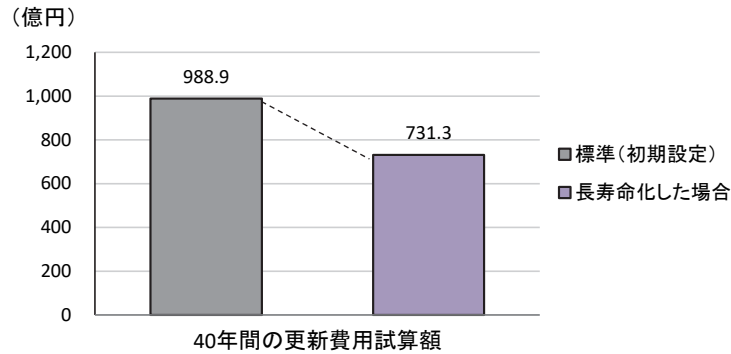


40年間の更新費用試算額	約988.9億円
年間平均	約24.7億円

図 2-19 公共施設の更新費用の試算結果（標準の場合）

出典：総務省 「更新費用試算ソフト」 試算結果より

また、参考として建設後40年で大規模改修工事を実施し、80年で更新する場合の今後40年間の更新費用額は、約731.3億円（1年あたり18.3億円）と想定され標準の場合より約26.1%の更新費用額の費用低減効果があると想定されます。



40年間の更新費用試算	約988.9億円
年間平均	約24.7億円
縮減効果：40年間	約257.6億円
縮減効果：年間平均	約6.4億円 (約26.1%縮減)

図 2-20 公共施設の更新費用の試算結果（長寿命化した場合）

出典：総務省 「更新費用試算ソフト」 試算結果より

(3) インフラ

1-1. 道路

本市が管理する道路の総面積は、令和2年度時点で約4,648,733㎡であり、今後40年間の更新費用額は、約114.4億円（1年当たり約2.9億円）と想定されます。

道路の更新費用の算定方法	
<ul style="list-style-type: none">・更新費用の算定については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成28年度版）」の算定の考え方に基づき算定。・耐用年数は60年と設定し、試算期間を40年間とした。・総面積を耐用年数の60年で割った面積（1/60）を毎年更新すると仮定。・更新単価は、4,700円/㎡に設定。・道路面積に更新単価を乗じて算定。	
40年間の更新費用試算額	約114.4億円
年間平均	約2.9億円

1-2. 橋梁

橋梁の面積は、令和2年度時点で約28,036㎡であり、今後40年間の更新費用額は、約76.9億円（1年当たり約1.9億円）と想定されます。

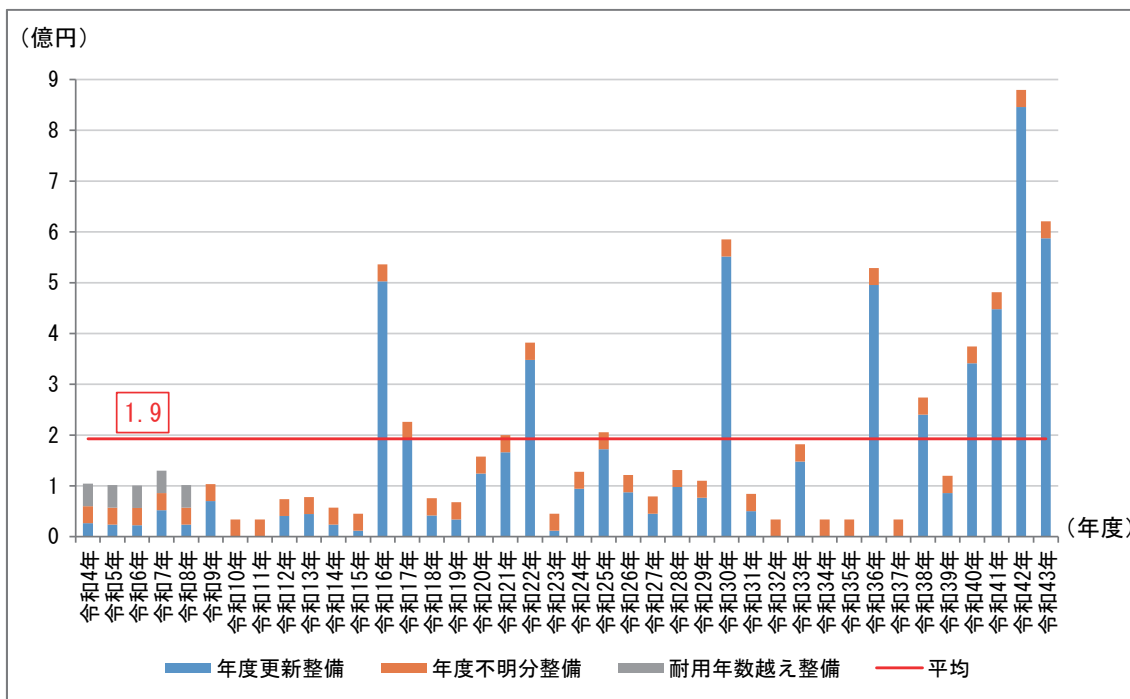


図 2-21 構造別面積による将来の更新費用の推計（橋梁）

出典：総務省 「更新費用試算ソフト」試算結果より

橋梁の更新費用の算定方法

- ・ 更新費用の算定については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成28年度版）」を活用。
- ・ 耐用年数は60年と設定し、試算期間を40年間とした。
- ・ 現状が鋼橋の橋梁については、そのまま鋼橋にて更新し、それ以外の橋梁については、PC橋で更新すると設定。
- ・ 更新単価は、鋼橋を500千円/㎡、PC橋を425千円/㎡に設定。
- ・ 橋梁面積に更新単価を乗じて算定。
- ・ 数値等は「橋梁調書一覧」（令和2年度）を参照

40年間の更新費用試算額	約76.9億円
年間平均	約1.9億円

1-3. 上水道

上水道の管路延長は、令和2年度時点で約474,292mであり、今後40年間の更新費用額は、更新基準ベース（※）で約138.4億円（1年あたり約3.5億円）と想定されます。

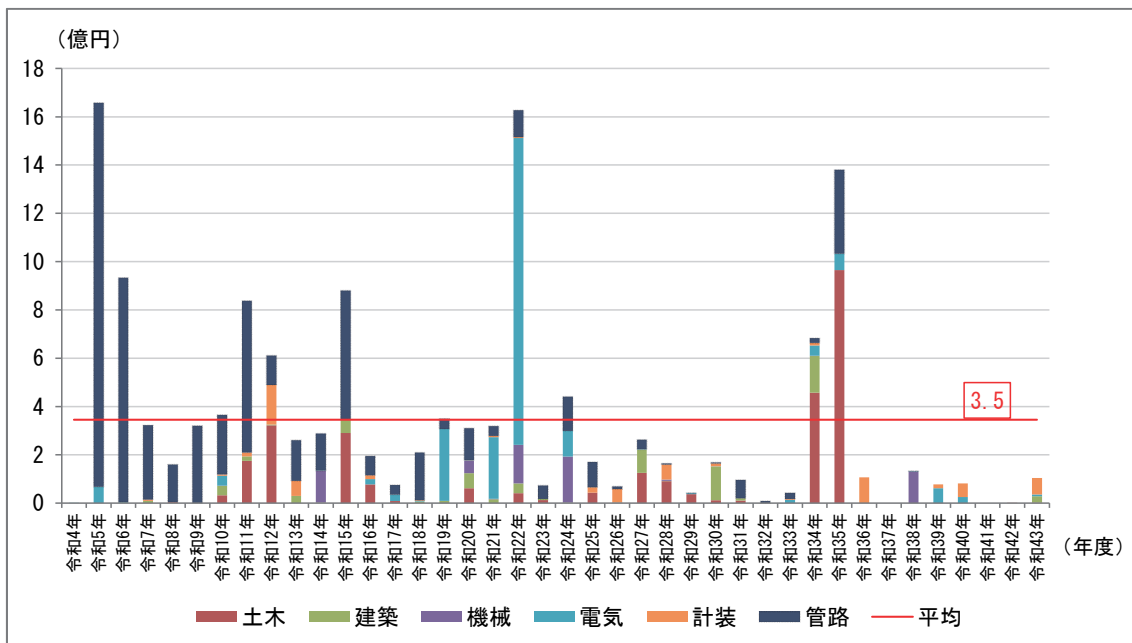


図 2-22 将来の更新費用の推計（上水道）

※ 更新基準ベースとは、厚生労働省「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」の時間計画保全の考え方に基づき重要度及び優先度ごとに設定した更新基準（年）による試算。

出典：「名取市水道事業アセットマネジメント策定業務 報告書」（平成27年度）より

上水道の更新費用の算定方法

- 更新費用の算定については、「名取市水道事業アセットマネジメント策定業務報告書（平成27年度）」にて算定。
- 更新基準は、区分別に以下に設定。

区分	法定耐用年数	更新基準（年）		
		重要度及び優先度（大）	重要度及び優先度（小）	更新基準（法定耐用年数からの倍数）
建築	50年	50年	70年	1.2
土木（管路を除く）	60年	60年	80年	1.2
管路	40年	40年	60年	-
電気	20年	20年	30年	1.5
機械	15年	15年	25年	1.5
計装	10年	10年	20年	1.5

40年間の更新費用試算額 約138.4億円

年間平均 約3.5億円

1-4. 下水道

下水道の管路延長は、令和2年度末時点で約368,527mであり、総延長による将来の更新費用の推計では、今後40年間の更新費用額は、約375.4億円（1年当たり約9.4億円）と想定されます。

下水道の更新費用の算定方法

- ・ 更新費用の算定については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成28年度版）」の算定の考え方にに基づき算定。
- ・ 耐用年数は50年と設定し、試算期間を40年間とした。
- ・ 更新単価は、管種別に以下に設定。

管種	更新単価
コンクリート管 陶管 硬質塩化ビニル管 その他	124千円/m
更生管	134千円/m

- ・ 総延長を耐用年数の50年で割った延長（1/50）を毎年更新すると設定。
- ・ 管種ごとの延長に更新単価を乗じて算定。
- ・ 下水道施設（ハコモノ：処理センター、ポンプ場等）の更新費用を加算する。

40年間の更新費用試算額	約375.4億円
年間平均	約9.4億円

1-5. 公園

名取市の都市公園は、令和2年度末時点で、184箇所、総面積は816,395㎡となっています。

公園の更新費用の考え方については、他のインフラのように施設更新を行う際に発生する更新費用とは異なり、遊具等の耐用年数に応じて維持修繕費用が主に発生することになります。

「名取市公園長寿命化計画」では、これまでのような事後保全型から予防保全型への施設管理に転換しながら長寿命化を推進するとともに、計画的な維持修繕や施設更新を進めていくこととしています。

(4) 公共施設等の将来更新費用推計（公共施設及びインフラ）

名取市の公共施設及びインフラについて、今後 40 年間の更新費用額は、約 1,693.9 億円（1 年当たり約 42.3 億円）と想定されます。

この試算結果である 42.3 億円から企業会計分を除いた一般会計分では、1 年当たりの更新費用は 29.5 億円となり、過去 10 年間の投資的経費の平均の 30.2 億円と同程度になります。

しかし、参考として長寿命化した場合の試算結果では、6.4 億円の縮減が想定されることから、今後、計画的な長寿命化を進めていくことにより、効率的な公共施設の更新を進めることが可能となります。

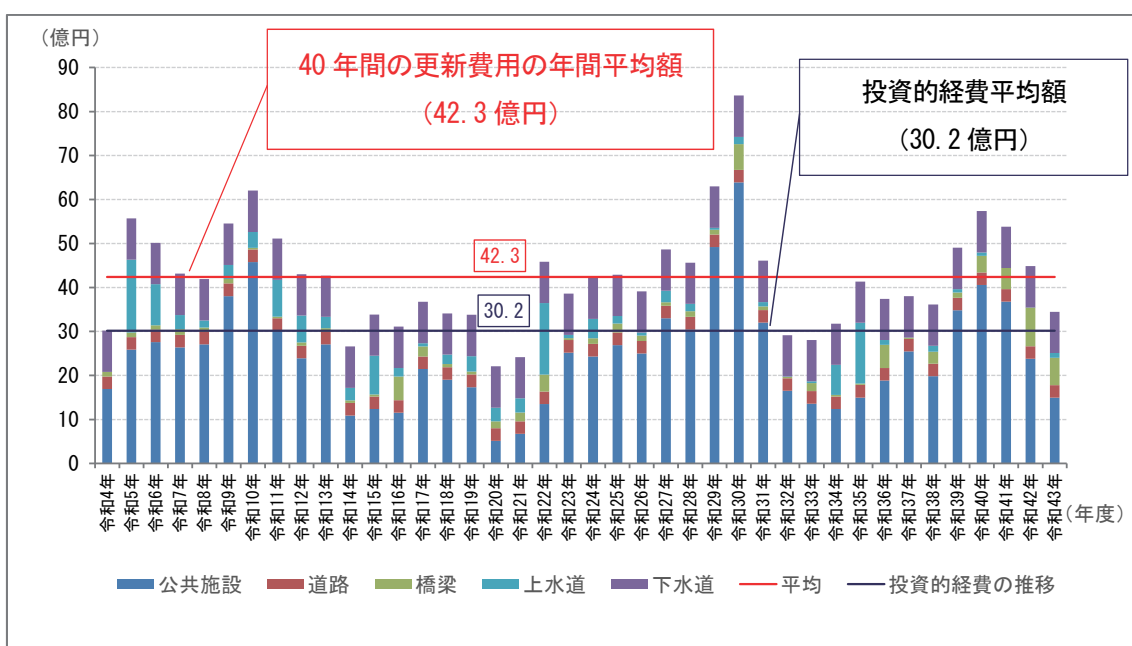


図 2-23 公共施設及びインフラの将来の更新費用の推計

※「投資的経費の平均額」は、公共施設とインフラ（上水道及び下水道を除く）の投資的経費の平均額の合計

出典：総務省 「更新費用試算ソフト」 試算結果より

表 2-12 更新費用の試算結果

公共施設等	令和 18 年度 (2026 年度)	令和 28 年度 (2036 年度)	令和 38 年度 (2046 年度)	40 年間の更新費用試算額 (年間平均)
公共施設	約 19.0 億円	約 30.4 億円	約 19.8 億円	約 988.9 億円 (約 24.7 億円)
道路	約 2.9 億円	約 2.9 億円	約 2.9 億円	約 114.4 億円 (約 2.9 億円)
橋梁	約 0.8 億円	約 1.3 億円	約 2.7 億円	約 76.9 億円 (約 1.9 億円)
上水道	約 2.1 億円	約 1.6 億円	約 1.3 億円	約 138.4 億円 (約 3.5 億円)
下水道	約 9.4 億円	約 9.4 億円	約 9.4 億円	約 375.4 億円 (約 9.4 億円)
合計	約 34.1 億円	約 45.6 億円	約 36.1 億円	約 1,693.9 億円 (約 42.3 億円)

出典：総務省 「更新費用試算ソフト」 試算結果より

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 公共施設等の現状や課題に対する基本的認識

本市では、大規模な宅地造成が行われた際の人口増加や、多様化する市民のニーズに対応し、行政サービスの充実を図るため、公共施設等の整備を推進してきました。しかし、これら公共施設等の老朽化は年々進行しており、公共施設の大規模修繕工事や建替え工事、インフラの更新の時期を迎えつつあります。

公共施設等の更新には多額の費用が見込まれる一方、将来的には社会保障関係経費の増大が見込まれることから、今後は、効果的かつ効率的な施設管理を推進します。

また、今後の施設更新や大規模改修工事等に当たっては、「良いものを安くつくる」という視点のもと、設計に対する創意工夫や工事発注の効率化、工事・設計等の品質確保のための監理、検査などの重点化のほか、「新しく造ること」から「賢く使うこと」という考えのもと、公共施設等の長寿命化などを通して品質や安全・安心を確保し、豊かな市民生活の実現を目指します。

3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第2章での現状と課題の整理を踏まえ、名取市では、公共施設の長寿命化などを見据え、以下の基本的な方針に基づき、公共施設等の予防保全型維持管理を推進していきます。

<基本的な方針>

施設保有量の適正化

公共施設の市民一人当たり面積は 3.55 m²と、県内の他自治体と比較しても少ない状況にあり、市民ニーズを的確に把握しながら公共施設の維持に努めます。

インフラは、生活基盤として非常に重要なことから、市民の安全・安心を確保するため、計画的に整備を進めるとともに、適切な維持に努めます。

公共施設等の長寿命化

公共施設は、構造別にメンテナンスサイクルを定め、適切な時期に改修及び大規模改修を進めるなど、計画的な長寿命化を図ります。

インフラは、長寿命化計画等に基づき、定期的な点検・診断を実施するとともに、優先順位を明らかにしながら、計画的な長寿命化を図ります。

公共施設等のユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者のみならず、妊婦や子供連れ、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、これまで本市で進めてきたバリアフリー化の取組に加え、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

なお、国においても、平成 29 年 2 月に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を定め、ユニバーサルデザインの街づくりを進めることとしていることから、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、当該計画の考え方を踏まえつつ、取組を進めるものとします。

①点検・診断等の実施

公共施設等を適切に保全するためには、常日頃からの点検、必要に応じた診断等が非常に重要です。

公共施設については、施設管理者を定め、建築基準法第12条の規定に基づく点検を適切に実施するとともに、各種設備については有資格者による点検等を確実に実施し、施設の安全・安心の確保に努めます。

インフラについては、日常点検や定期点検を継続的に実施し、安全なインフラの確保に努めます。

また、これらの点検結果や修繕履歴などの情報の一元化を推進します。

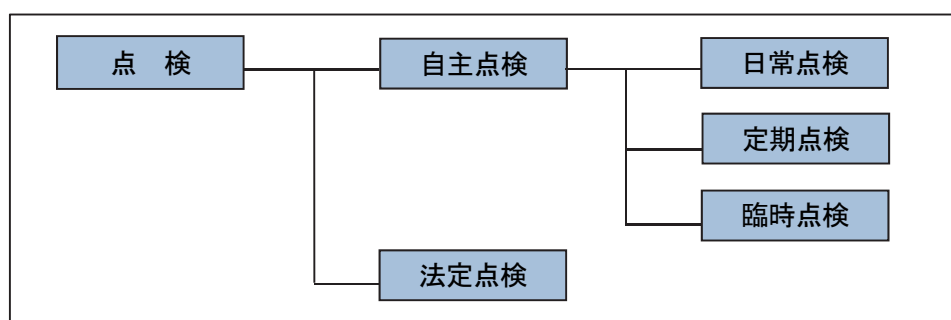


図 3-1 点検の種類

②維持管理・更新等の実施方針

今後も引き続き、市民に安定したサービスを提供するためには、限られた財源の中で、維持管理（※3）・更新等を実施する必要があります。不具合や故障といった施設機能が損なわれてから対応する「事後保全型」の対応ではなく、点検・診断等の実施結果を踏まえ、計画的な「予防保全型」での対応といった仕組みへ転換を図ります。

公共施設については、施設利用者の安全で快適な利用環境を維持しながら、ライフサイクルコストの削減を推進します。

また、法令等に準拠した適切な維持管理の実施とともに、省エネ型設備の設置や指定管理者制度の導入などにより、運営に要する費用の低減を推進します。

長寿命化の推進に当たっては、建物の部位や設備等の状況を的確に把握しながら、予防保全型の維持管理や改修、大規模改修工事を計画的、効率的に推進します。

公共施設の改修（※4）に当たっては、検査・診断等の結果や公共施設の状況を的確に把握しながら、適切な時期に計画的な改修を推進します。

公共施設の更新（※5）に当たっては、社会情勢や少子高齢化等による利用需要の変化等を考慮しながら、転用や廃止を含めた施設規模の適正化、合築等、様々な観点から検討を加えるとともに、国や県の各種補助（金）制度や PPP/PFI 手法等の民間活力の積極的な活用を検討し、財政負担の軽減を図ります。

インフラ施設については、長寿命化計画等に基づいた修繕・更新を計画的に実施することにより、安全・安心を確保します。

（※3）維持管理...施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと等、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

（※4）改修...耐震改修、長寿命化改修など、改修を行った後の効用が改修前の効用を上回るものをいう。

（※5）更新...老朽化等に伴い機能が低下した施設等の全部または一部を撤去し、同程度の機能に再整備すること。

③耐震化の実施方針

本市では、市内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進に関する計画として平成28年3月に「名取市耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上に向けて、計画的・総合的に取り組んでいます。

市有建築物の耐震化の状況について、本市の防災上重要な市有建築物の耐震化率は、令和2年8月時点で96.0%となっており、重要度や緊急度を踏まえ、公共施設の耐震化を推進します。

④統合や廃止等の実施方針

本市においては、将来的に統合が予定されている施設はありません。また、一部施設において無償譲渡や転用、廃止を予定しています。今後においては、施設の老朽化が進行した場合や市民のニーズが大きく変化した場合に集約化や複合化、統合、廃止について検討します。

⑤ユニバーサルデザイン化の実施方針

本市では、これまで障がい者や高齢者にやさしいまちづくりを目指し、段差の解消や車いす使用者用トイレの設置、自動ドアの整備など、公共施設のバリアフリー化に取り組んできたところです。

今後は、これらの取組に加え、妊婦や子供連れ、外国人等を含めた全ての人（市内を訪れる人を含む。）にとって便利で暮らしやすいまちづくりを進めるため、トイレの洋式化や多言語による案内施設の整備など、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑥脱炭素化の実施方針

本市では、令和3年10月に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、名取市ゼロカーボンシティ宣言をしたところです。

今後は、断熱性能の高い材料の使用、LED照明等の省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の導入、建築物におけるZEB（Net Zero Energy Building）の実現など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入により、計画的な施設の脱炭素化を推進します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4.1 公共施設の管理に関する基本方針

公共施設については、本市では、257施設を対象として、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定め、適切な管理に努めます。

表 4-1 公共施設一覧：257施設（令和3年3月31日時点）

大分類	中分類 []は小分類	施設数		
市民文化系施設	集会施設	33	36	
	文化施設	[文化会館]		2
		[地域交流施設]		1
社会教育系施設	図書館	1	17	
	博物館等	[文化財施設]		5
		[公民館]		11
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	17	
	レクリエーション施設	5		
	観光施設	3		
産業系施設	産業系施設	[農業施設]	20	23
		[水産業施設]	3	
学校教育系施設	学校	[小学校]	10	16
		[中学校]	4	
		[義務教育学校]	1	
	その他教育施設	1		
子育て支援施設	幼保・こども園	5	20	
	幼児・児童施設	15		
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	3	7	
	障害福祉施設	3		
	保健施設	1		
医療施設	医療施設	1	1	
行政系施設	庁舎等	2	49	
	消防施設	47		
公営住宅	公営住宅	9	9	
公園	公園	18	18	
その他	その他	[斎場]	1	15
		[公衆便所]	3	
		[駐輪場]	3	
		[その他]	8	
上水道施設	上水道施設	24	24	
下水道施設	下水道施設	5	5	
合計	合計	257	257	

※ 公営住宅について、施設数は団地別の施設数。

(1) 市民文化系施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
集会施設	集会所	33	5,666
文化施設	文化会館	2	13,887
文化施設	地域交流施設	1	338
合 計		36	19,891
主な所管課	政策企画課、財政課、クリーン対策課、 文化・スポーツ課、都市計画課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

文化会館など定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が発見された場合に、速やかに修繕を行います。点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模改修工事等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

特に、令和4年3月に竣工から25年を経過した文化会館については、平成26年3月に策定した「名取市文化会館長期修繕計画」に基づく計画的な修繕に取り組みます。

③ 耐震化

一部の集会所は耐震診断未実施のため、今後これらの施設の耐震診断について検討します。

④ 統合や廃止等

一部の集会所は、地元の組織への無償譲渡を進めています。今後も無償譲渡について検討していきます。

⑤ 管理体制

名取駅コミュニティプラザ（名取まちづくり株式会社）、名取市文化会館（名取市文化振興財団）は、すでに指定管理者制度を導入しています。施設管理にあたっては、施設管理者の保全に関する技術力向上を促進するとともに、指定管理者への指導・助言など適切な支援を推進します。

(2) 社会教育系施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
図書館	図書館	1	2,995
博物館等	文化財施設	5	1,493
博物館等	公民館	11	10,154
合 計		17	14,642
主な所管課	生涯学習課、文化・スポーツ課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が発見された場合に、速やかに修繕を行います。点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模改修工事等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

公民館については、「名取市社会教育系施設（公民館）個別施設計画」に基づき、使用目標耐用年数を60年に設定し、令和22年度（2040年）以降まで施設を使用することを目指すものとします。

人口の増加により狭あいとなっている下増田公民館については、下増田児童センターと合築を進めています。

③ 耐震化

耐震診断の結果、耐震性能が不十分と判定された館腰公民館について、耐震工事を実施しました。重要文化財旧中沢家住宅については、耐震診断を実施し、耐震性を有している事を確認しました。

④ 統合や廃止等

統合や廃止を予定している施設はありません。

⑤ 管理体制

施設の管理に当たっては、施設管理者等の施設保全に関する技術力の向上を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
スポーツ施設	スポーツ施設	9	9,472
レクリエーション施設	レクリエーション施設	5	3,628
観光施設	観光施設	3	780
合 計		17	13,880
主な所管課	商工観光課、文化・スポーツ課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

市民体育館については、点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

スポーツ施設については、施設の修繕履歴や劣化状況等の確認を踏まえ、「名取市スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設）個別施設計画」に基づき優先順位を定め、計画的な修繕や設備の更新に取り組むことで、施設の長寿命化を進め、継続して施設を使用する事を目指すものとします。また、耐震診断が未実施である施設については、実施を検討します。

③ 耐震化

増田体育館及び高館体育館については、耐震診断が未実施であることから、耐震診断の実施を検討します。

④ 統合や廃止等

統合や廃止を予定している施設はありません。

⑤ 管理体制

市民体育館や有料運動施設については、指定管理者制度を導入しています。

施設の管理に当たっては、施設管理者等の保全に関する技術力の向上を促進するとともに、指定管理者への指導・助言など適切な支援を推進します。

(4) 産業系施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
産業系施設	農業施設	20	5,852
産業系施設	水産業施設	3	80
合 計		23	5,932
主な所管課	農林水産課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

貸与物件である農業施設については、貸与契約書に基づき、農業団体が管理を行います。

③ 耐震化

耐震改修が必要な施設はありません。

④ 統合や廃止等

地元の組織に貸与している農業関連施設については、法定耐用年数に達した時点で無償譲渡を進めます。

⑤ 管理体制

農村婦人の家の管理については、今後も一部委託を継続します。

(5) 学校教育系施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
学校	小学校	10	63,830
学校	中学校	4	35,782
学校	義務教育学校	1	11,830
その他教育施設	その他教育施設	1	3,703
合 計		16	115,145
主な所管課	教育総務課、学校教育課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。「名取市学校施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化型の改修周期は、約20年を周期として改修を実施します。

③ 耐震化

小学校や中学校の校舎、体育館の耐震化については、全て完了しています。

④ 統合や廃止等

閑上小学校及び閑上中学校については、小中一貫教育校として整備を行いました。老朽化した一部の施設については、廃止を検討します。

⑤ 管理体制

施設の管理に当たっては、施設管理者等と施設保全に関する情報等の共有を図り、適切な管理を進めます。

(6) 子育て支援施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
幼保・こども園	保育所	5	2,779
幼児・児童施設	児童センター (分館含む)	15	4,753
合 計		20	7,532
主な所管課	こども支援課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

施設の修繕履歴や劣化状況等の確認を踏まえ、「名取市子育て支援施設個別施設計画」に基づいて優先順位を定め、計画的な修繕や設備の更新に取り組むことで、施設の長寿命化を進めることとします。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

③ 耐震化

増田西児童センター高館分館については、耐震診断を実施していないことから、早期実施について検討します。

④ 統合や廃止等

統合や廃止を予定している施設はありません。

⑤ 管理体制

老朽化の著しい保育所については、建替え等を検討します。

増田児童センター、下増田児童センター、那智が丘児童センターは、指定管理者制度を導入しています。

その他の児童センターについても、順次、指定管理者制度の導入や業務委託について、検討します。

施設の管理に当たっては、施設管理者等の技術力向上を図るとともに、指定管理者への指導・助言など適切な管理を支援します。

(7) 保健・福祉施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	3	700
障害者福祉施設	障害者福祉施設	3	1,030
保健施設	保健施設	1	1,207
合 計		7	2,937
主な所管課	社会福祉課、介護長寿課、保健センター		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

施設の修繕履歴や劣化状況等の確認を踏まえ、「名取市保健・福祉施設個別施設計画」に基づいて優先順位を定め、計画的な修繕や設備の更新に取り組むことで、施設の長寿命化を進めることとします。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

③ 耐震化

増田西老人憩の家については、耐震改修工事を実施しました。

④ 統合や廃止等

若竹園は民設・民営のため廃止します。

⑤ 管理体制

みのり園及び友愛作業所については、指定管理者制度を導入しています。

施設の管理に当たっては、施設管理者等の技術力向上を図るとともに、指定管理者への指導・助言など適切な管理を支援します。

(8) 医療施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
医療施設	医療施設	1	935
合 計		1	935
主な所管課	保健センター		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

③ 耐震化

名取市休日夜間急患センターは、平成 27 年に整備された施設であるため、耐震性能が確保されています。

④ 統合や廃止等

統合や廃止を予定している施設はありません。

⑤ 管理体制

施設の管理に当たっては、施設管理者等の施設保全に関する技術力の向上を図ります。

(9) 行政系施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
庁舎等	庁舎等	2	9,265
消防施設	消防施設	47	4,637
合 計		49	13,902
主な所管課	財政課、消防本部総務課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

消防施設については、施設の修繕履歴や劣化状況等の確認を踏まえ、「名取市行政系施設（消防施設）個別施設計画」に基づいて優先順位を定め、計画的な修繕や設備の更新に取り組むことで、施設の長寿命化を進めることとします。また、使用目標耐用年数を60年に設定し、令和29年度（2047年）以降まで施設を使用することを目指すものとします。

③ 耐震化

本庁舎については、平成28年度に耐震改修工事を実施しています。

手倉田出張所については、耐震診断未実施であるが、移転改築を予定しているため実施しません。

消防本部東棟については、明らかに耐震性は保証されないため診断は実施しません。

④ 統合や廃止等

消防団車庫詰所については、災害時の浸水想定や警戒区域及び借地も考慮し、移転・統合を検討します。

⑤ 管理体制

施設の管理に当たっては、施設管理者等の施設保全に関する技術力の向上を図ります。

(10) 公営住宅

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
公営住宅	公営住宅	9	63,650
合 計		9	63,650
主な所管課	都市計画課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

「名取市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟単位の修繕、改善履歴データを整理し、団地・住棟ごとの修繕・改善履歴を一元的に管理する仕組みとして維持管理データベースを作成し、その適切な管理・運用に努めます。

入居者の安全に関する事項や法律に義務付けられている事項を優先し、部位ごとの計画保全サイクル及びコスト削減を勘案しながら計画的な改修を進めます。

団地・住棟ごとの日常的な維持管理に加え、耐用年数までの耐久性を維持・向上させていくため、これまでの修繕・改善履歴を踏まえ建物の経年劣化に応じた 適時適切な対策を実施することにより、市営住宅の長寿命化を図ります。

また、団地・住棟ごとに見込まれる修繕内容、修繕周期を考慮した修繕実施時期、必要となる費用等を勘案した修繕計画を策定し効率的に実施することにより、市営住宅の今後の維持管理に要するライフサイクルコストについて削減を図ります。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

③ 耐震化

すべての団地が耐震基準を満たしています。

④ 統合や廃止等

統合や廃止を予定している施設はありません。

⑤ 管理体制

震災復興事業として整備した復興公営住宅を含め、公営住宅については、宮城県住宅供給公社に管理運営を委託しています。委託管理の状況を把握しながら必要な指導・助言を行います。

(11) 公園

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
公園 (便所)	公園 (便所)	18	493
合 計		18	493
主な所管課	都市計画課、クリーン対策課		

① 点検・診断等

日常清掃時における確認や施設管理者による年4回の定期点検を実施します。

② 維持管理・更新等

定期点検の結果を踏まえ、優先順位の判断に基づき、計画的な修繕に取り組みます。

③ 耐震化

耐震診断を実施していない増田公園を除き、耐震基準を満たしています。

④ 統合や廃止等

施設の老朽化や利用状況に応じて、施設の在り方を検討します。

⑤ 管理体制

施設の管理に当たっては、施設管理者等の施設保全に関する技術力の向上を図ります。

(12) その他

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
その他	斎場	1	2,136
その他	公衆便所	3	50
その他	駐輪場	3	2,000
その他	その他	8	3,799
合 計		15	7,985
主な所管課	クリーン対策課、土木課、財政課、文化・スポーツ課、都市計画課、市民協働課、商工観光課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている建築物等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、修繕や大規模修繕等の優先度や時期を明らかにしながら予防保全を推進します。

予防保全の維持管理の観点から建物の部位や設備については、物理的耐用年数を想定したメンテナンスサイクルに基づき計画的な改修を推進します。

斎場については、「名取市保健・福祉施設個別施設計画施設」に基づき、使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる長寿命化事業に取り組むことで、引き続きサービスの維持・向上に努めるものとします。長寿命化事業を実施するに当たっては、使用目標耐用年数を60年に設定し、令和37年度(2055年)まで施設を使用することを目指すものとします。

③ 耐震化

耐震改修が必要な施設はありません。

④ 統合や廃止等

平成14年度を最後に新たな廃棄物の受入を停止した最終処分場浸出液処理施設については、用途を廃止するとともに、施設の除却を行います。

⑤ 管理体制

駐輪場、名取駅東西自由通路、市民活動支援センターについては、指定管理制度を導入しています。

施設の管理に当たっては、施設管理者等の技術力向上を図るとともに、指定管理者への指導・助言など適切な管理を支援します。

(13) 上水道施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
上水道施設	上水道施設	24	4,568
合 計		24	4,568
主な所管課	水道事業所		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている設備等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が発生した場合には、適宜修繕を実施します。

施設の維持管理に当たっては、点検結果や修繕履歴を踏まえ、優先順位をもって、効率的な維持管理を推進します。

③ 耐震化

上水道施設の建築物において、耐震改修工事を実施している施設もありますが、一部施設については耐震診断が未実施であるため、今後耐震診断の実施について検討します。

④ 統合や廃止等

施設の老朽化や利用状況に応じて、施設の在り方を検討します。

⑤ 管理体制

名取市新水道ビジョン等に基づき、適切な管理体制の構築を図ります。

(14) 下水道施設

中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
下水道施設	下水道施設	5	2,354
合計		5	2,354
主な所管課	下水道課		

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、法定点検、臨時点検に取り組みます。

定期調査報告の対象となっている設備等については、有資格者による法定点検を実施します。

② 維持管理・更新等

不具合や故障が見つかった場合に、速やかに修繕を行います。

点検結果や修繕履歴など情報の一元化を進めるとともに、効率的な維持管理を進めるため、ストックマネジメント計画に基づき、適切に修繕・更新を進めます。

施設の維持管理に当たっては、調査結果により劣化状況を把握し、その状態に応じて改修を行う状態監視保全と施設の特性に応じて定めた耐用年数により改修を行う時間計画保全に区分し、優先順位をもって、安全性を確保しながら適切に維持管理を行います。

③ 耐震化

下水道施設については、新耐震基準を満たしています。

④ 統合や廃止等

農業集落排水大曲処理センターについては、公共下水道への接続について検討します。

⑤ 管理体制

下水道施設の管理については、専門業者に業務委託を行っています。

業務委託の監理を徹底し、必要な指導、助言を行います。

4. 2 インフラの管理に関する基本方針

(1) 道路

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、定期点検、臨時点検に取り組みます。

② 維持管理・更新等

施設の維持管理にあたっては、点検結果や修繕履歴を踏まえ、優先順位をもって、効率的な維持管理を推進します。

舗装管理については、「舗装の個別施設計画」に基づき、効率的な維持・管理を行います。

トンネルについては、効率的な維持管理を進めるため、「トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕・更新を進めます。

③ 耐震化

主要な付帯施設については、耐震化について検討します。

④ 統合や廃止等

廃止を予定する施設はありません。

⑤ 管理体制

保全業務に関する技術力の向上に努めます。

(2) 橋梁

① 点検・診断等

専門業者に委託し、定期点検を実施します。

② 維持管理・更新等

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持修繕を進めます。

③ 耐震化

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持修繕により長寿命化を進めます。

④ 統合や廃止等

小規模な橋梁については、ボックスカルバートへの更新を検討します。

⑤ 管理体制

保全業務に関する技術力の向上に努めます。

(3) 上水道

① 点検・診断等

配水区域を4地区に分け、計画的に漏水調査を実施します。

② 維持管理・更新等

効率的な維持管理を進めるため、アセットマネジメント計画に基づき、予防保全型の修繕・更新を進めます。

③ 耐震化

アセットマネジメント計画に基づき、計画的に耐震化を推進します。

④ 統合や廃止等

廃止を予定する施設はありません。

⑤ 管理体制

保全業務に関する技術力の向上に努めます。

(4) 下水道

① 点検・診断等

幹線管路については、下水道維持管理指針に基づき、目視点検やテレビカメラによる点検調査を実施します。

② 維持管理・更新等

効率的な維持管理を進めるため、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の修繕・更新を進めます。

③ 耐震化

リブ管や可とう継ぎ手による耐震性の向上に努めます。

④ 統合や廃止等

農業集落排水事業については、公共下水道への接続を検討します。

⑤ 管理体制

保全業務に関する技術力の向上に努めます。

(5) 公園

① 点検・診断等

公園施設の安全点検に係る指針等に基づき、年4回の自主点検を実施します。
専門技術者による点検については、毎年1回全ての公園を対象に実施します。

② 維持管理・更新等

点検の結果、不具合や故障が見つかった場合は、速やかに修繕を行います。
公園長寿命化計画に基づき、計画的な維持、修繕、更新を進めます。

③ 耐震化

耐震化が必要な公園施設はありません。

④ 統合や廃止等

廃止を予定する施設はありません。

⑤ 管理体制

保全業務に関する技術力の向上に努めます。

(6) 農道・林道

① 点検・診断等

施設管理者による日常点検、定期点検、臨時点検に取り組みます。

② 維持管理・更新等

施設の維持管理に当たっては、点検結果や修繕履歴を踏まえ、優先順位をもって、効率的な維持管理を推進します。

③ 耐震化

主要な付帯施設については、耐震化について検討します。

④ 統合や廃止等

廃止を予定する施設はありません。

⑤ 管理体制

保全業務に関する技術力の向上に努めます。

第5章 公共施設等総合管理計画の推進に向けて

5. 1 推進体制の整備

本計画を着実に推進するため、定期調査報告の対象となっている施設については、適切に実施するとともに、それ以外の法定点検の対象施設についても施設管理者が統一的な指針、基準に基づいた適切な日常点検、定期点検を実施します。また、これらの点検結果や修繕履歴、保全に関する技術、ノウハウを蓄積し、情報を一元化・共有化することにより、施設管理者の技術力の向上の継承を推進します。

また、施設の適正管理に係る部局横断的な取組を検討するため、「名取市公共施設等総合管理計画策定委員会」を設置し（事務局は総務部財政課で担当）、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、公共施設総合管理計画及び個別施設計画の進捗管理を行います。

5. 2 個別施設計画の策定に向けて

個別計画を策定していない主要な公共施設については、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、行動計画を策定し、適切な管理を推進します。

5. 3 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルを活用した継続的な取組を進め、その効果や社会情勢の変化等を踏まえ、10年後を目処に見直しを実施します。

また、人口フレームや財政状況等、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画の随時見直しを行うほか、計画の進捗状況等の評価を行い、当該評価の結果に基づく見直しについて検討するものとします。

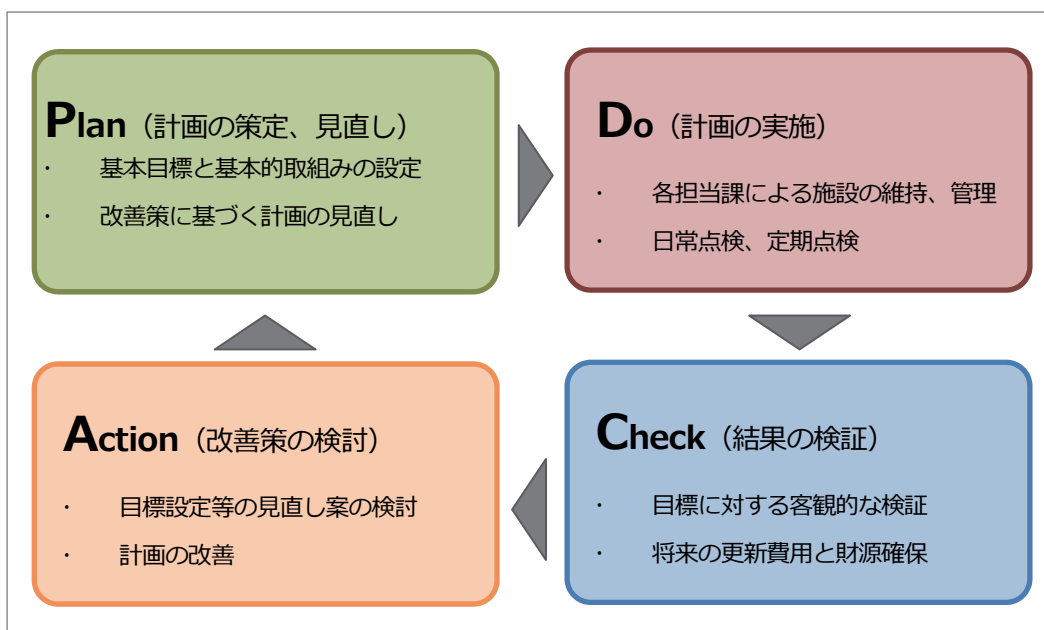


図 5-1 PDCAサイクルに基づく公共施設等の維持管理・運営の推進イメージ

<参考資料> 施設類型別の対象施設一覧（令和3年3月31日時点）

大分類	中分類	小分類	施設名	管理公共施設 (表2-1. 対象施設)	推計対象公共施設 (表2-11. 対象施設)
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市本郷集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市植松集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市耕谷集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市堀内集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市飯野坂集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市名取が丘西集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市美田園東集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市美田園西集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	美田園北集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市杜せきのした西集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市杜せきのした東集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市名取が丘東集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市本村下区集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市杉ヶ袋南集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市杉ヶ袋北集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	名取市小塚原南集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	余方集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	田高町東集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	笠島集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	今成集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	植松東集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	ゆりが丘一丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	ゆりが丘二丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	ゆりが丘三丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	ゆりが丘四丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	ゆりが丘五丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	みどり台集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	愛島台二丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	愛島台六丁目集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	杜せきのした集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	高柳集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	閑上中央集会所	○	○
市民文化系施設	集会施設	集会所	閑上西集会所	○	○
市民文化系施設	文化施設	文化会館	名取市文化会館	○	○
市民文化系施設	文化施設	文化会館	多目的ホール	○	○
市民文化系施設	文化施設	地域交流施設	名取駅コミュニティプラザ	○	○
社会教育系施設	図書館	図書館	名取市図書館	○	○
社会教育系施設	博物館等	文化財施設	重要文化財中沢家住宅	○	○
社会教育系施設	博物館等	文化財施設	雷神山古墳公衆便所	○	○
社会教育系施設	博物館等	文化財施設	洞有家住宅公衆便所	○	○
社会教育系施設	博物館等	文化財施設	文化財収蔵館	○	○
社会教育系施設	博物館等	文化財施設	名取市歴史民俗資料館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	愛島公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	館腰公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	下増田公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	高館公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	増田西公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	名取が丘公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	相互台公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	ゆりが丘公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	那智が丘公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	増田公民館	○	○
社会教育系施設	博物館等	公民館	閑上公民館	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	名取市民体育館	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	増田体育館	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	高館体育館	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	閑上体育館	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	市民球場	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	増田グラウンド便所	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	箱塚グラウンド便所	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	相互台東グラウンド便所	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	ｽﾎｰﾝ施設	ｽﾎｰﾝ施設	閑上グラウンド便所	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	レクリエーション施設	いこいの広場（四阿）	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	レクリエーション施設	サイクルスポーツセンター宿泊管理棟	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	レクリエーション施設	サイクルスポーツセンター自転車庫	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	レクリエーション施設	サイクルスポーツセンター 温泉ポンプ	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設	レクリエーション施設	サイクルスポーツセンター 給水ポンプ	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	観光施設	観光施設	閑上朝市メイブル館	○	○
ｽﾎｰﾝ・レクリエーション系施設	観光施設	観光施設	閑上朝市A1棟	○	○

大分類	中分類	小分類	施設名	管理公共施設 (表2-1. 対象施設)	推計対象公共施設 (表2-11. 対象施設)
スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	観光施設	閑上朝市A 2棟	○	○
産業系施設	産業系施設	農業施設	農村婦人の家	○	○
産業系施設	産業系施設	農業施設	美田圃北農業共同作業所	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	閑上乾燥貯蔵施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	小塚原北乾燥貯蔵施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	牛野乾燥貯蔵施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	小塚原南乾燥貯蔵施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	杉ヶ袋乾燥貯蔵施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	閑上育苗施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	小塚原北育苗施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	牛野育苗施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	小塚原南育苗施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	杉ヶ袋育苗施設	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	閑上農業用格納庫	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	小塚原北農業用格納庫	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	牛野農業用格納庫	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	小塚原南農業用格納庫	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	杉ヶ袋農業用格納庫	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	北釜農業用格納庫	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	北釜堆肥舎	○	
産業系施設	産業系施設	農業施設	予冷施設	○	
産業系施設	産業系施設	水産業施設	旧取水ポンプ室	○	
産業系施設	産業系施設	水産業施設	送水ポンプ室	○	
産業系施設	産業系施設	水産業施設	新取水ポンプ室	○	
学校教育系施設	学校	小学校	増田小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	高館小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	愛島小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	館腰小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	下増田小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	不二が丘小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	増田西小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	ゆりが丘小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	相互台小学校	○	○
学校教育系施設	学校	小学校	那智が丘小学校	○	○
学校教育系施設	学校	中学校	増田中学校	○	○
学校教育系施設	学校	中学校	第一中学校	○	○
学校教育系施設	学校	中学校	第二中学校	○	○
学校教育系施設	学校	中学校	みどり台中学校	○	○
学校教育系施設	学校	義務教育学校	閑上小中学校	○	○
学校教育系施設	その他教育施設	その他教育施設	学校給食センター	○	○
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	増田保育所	○	○
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	閑上保育所	○	○
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	名取が丘保育所	○	○
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	ゆりが丘保育所	○	○
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	本郷小規模保育所	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	名取が丘児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	増田西児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	館腰児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	閑上児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	増田児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	相互台児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	ゆりが丘児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	那智が丘児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	高館児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	下増田児童センター	○	○
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター	愛島児童センター	○	○
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者施設	増田西老人憩の家	○	○
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者施設	愛島老人憩の家	○	○
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者施設	名取が丘老人憩の家	○	○
保健・福祉施設	障害福祉施設	障害者施設	友愛作業所	○	○
保健・福祉施設	障害福祉施設	障害者施設	みのり園	○	○
保健・福祉施設	障害福祉施設	障害者施設	若竹園	○	○
保健・福祉施設	保健施設	保健施設	保健センター	○	○
医療施設	医療施設	医療施設	休日夜間急患センター	○	○
行政系施設	庁舎等	庁舎	名取市役所	○	○
行政系施設	庁舎等	庁舎	資材倉庫	○	
行政系施設	消防施設	消防施設	名取市消防本部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	東棟	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	通信指令棟	○	○

大分類	中分類	小分類	施設名	管理公共施設 (表2-1. 対象施設)	推計対象公共施設 (表2-11. 対象施設)
行政系施設	消防施設	消防施設	救助訓練塔 主塔	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	救助訓練塔 副塔	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	手倉田出張所	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館出張所	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上出張所	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第1部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第2部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第3部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第4部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第5部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第6部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	増田分団第7部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上分団第1部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上分団第2部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上分団第3部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上分団第4部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上分団第5部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	閑上分団第6部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	下増田分団第1部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	下増田分団第2部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	下増田分団第3部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	下増田分団第4部、水防倉庫	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	下増田分団第5部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	館腰分団第1部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	館腰分団第2部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	館腰分団第3部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	館腰分団第4部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	館腰分団第5部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島分団第1部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島分団第2部 (車庫)	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島分団第2部 (詰所)	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島分団第3部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島分団第4部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島分団第5部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館分団第1部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館分団第2部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館分団第3部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館分団第4部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館分団第5部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館分団第6部	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	消防資機材倉庫	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	館腰水防倉庫	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	高館水防倉庫	○	○
行政系施設	消防施設	消防施設	愛島水防倉庫	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	小豆島団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	箱塚団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	美田園北団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	高柳西団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	高柳東団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	閑上中央第一団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	閑上中央第二団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	閑上西第一団地	○	○
公営住宅	公営住宅	公営住宅	閑上西第二団地	○	○
公園	公園	公園	南前田1号公園	○	○
公園	公園	公園	樽水ダム公園	○	○
公園	公園	公園	手倉田公園	○	○
公園	公園	公園	那智が丘中央公園	○	○
公園	公園	公園	十三塚公園	○	○
公園	公園	公園	海の見える丘公園	○	○
公園	公園	公園	相互公園	○	○
公園	公園	公園	中央公園	○	○
公園	公園	公園	杜せきのした公園	○	○
公園	公園	公園	美田園中央公園	○	○
公園	公園	公園	杜せきのした中央公園	○	○
公園	公園	公園	桜坂公園	○	○
公園	公園	公園	防災広場公園	○	○
公園	公園	公園	墓地公園	○	○
公園	公園	公園	メモリアル公園	○	○
公園	公園	公園	小山2号公園	○	○

大分類	中分類	小分類	施設名	管理公共施設 (表2-1. 対象施設)	推計対象公共施設 (表2-11. 対象施設)
公園	公園	公園	北釜防災公園	○	○
公園	公園	公園	閑上中央公園	○	○
その他	その他	斎場	名取市斎場	○	○
その他	その他	公衆便所	館腰駅東口駅前広場公衆便所	○	○
その他	その他	公衆便所	館腰駅西口駅前広場公衆便所	○	○
その他	その他	公衆便所	名取が丘三丁目公衆便所	○	○
その他	その他	駐輪場	名取駅西口自転車等駐車場	○	○
その他	その他	駐輪場	館腰駅西口自転車等駐車場	○	○
その他	その他	駐輪場	館腰駅東口自転車等駐車場	○	○
その他	その他	その他	名取市民活動支援センター	○	○
その他	その他	その他	名取駅東西自由通路	○	○
その他	その他	その他	シルバー人材センター	○	○
その他	その他	その他	旧視聴覚センター	○	○
その他	その他	その他	名取市地域職業相談室	○	○
その他	その他	その他	旧高館診療所	○	○
その他	その他	その他	名取市震災復興伝承館	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	高館浄水場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	閑上浄水場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	岩沢配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	相互台ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	相互台配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	相互台東配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	ゆりが丘ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	ゆりが丘高区配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	ゆりが丘低区配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	みどり台ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	みどり台配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	那智が丘ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	那智が丘高区配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	那智が丘低区配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	愛島台ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	愛島台配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	愛島配水池	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	樽水増圧ポンプNo. 1	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	樽水増圧ポンプNo. 2	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	川内沢増圧ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	ニッ森増圧ポンプ場	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	北目増圧ポンプNo. 1	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	北目増圧ポンプNo. 2	○	○
上水道施設	上水道施設	上水道施設	北目増圧ポンプNo. 3	○	○
下水道施設	下水道施設	下水道施設	農業集落排水大曲処理センター	○	○
下水道施設	下水道施設	下水道施設	閑上中継ポンプ場	○	○
下水道施設	下水道施設	下水道施設	堀内中継ポンプ場	○	○
下水道施設	下水道施設	下水道施設	閑上雨水ポンプ場	○	○
下水道施設	下水道施設	下水道施設	下増田雨水ポンプ場	○	○
合計				257施設	212施設

名取市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 5 月

(平成 30 年 5 月一部改訂)

(令和 4 年 9 月一部改訂)

名 取 市

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80 番地

TEL : 022-384-2111 (代表)